



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道の「開拓者」を名望家として捉え直す : 札幌郡豊平村の阿部与之助による拓殖事業
Author(s)	上田, 哲司
Citation	北方人文研究, 18, 177-206
Issue Date	2025-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94491
Type	departmental bulletin paper
File Information	18_09_177-206_Ueda.pdf



北海道の「開拓者」を名望家として捉え直す ～札幌郡豊平村の阿部与之助による拓殖事業～

上田哲司

(北海道大学アイヌ・先住民研究センター)

要旨

本論文の目的は、これまで北海道の「開拓者」として定義されてきた人物を、北海道の名望家として再定義し、北海道の歴史における名望家の特徴を検討することである。そのため、現在の札幌市豊平区の「開拓者」として知られてきた阿部与之助を取り上げた。

与之助は、現在の山形県酒田市北俣の貧しい農家の三男として生まれた。札幌郡豊平村(現在の札幌市豊平区)に移住した後は商家の経営に成功し、それを元手に土地を取得して巨大地主へと転身し、多くの小作人を抱えるようになった。大規模な植林事業も起こした。道路や橋梁、役場、小学校、消防などの設立に多額の寄付をした。豊平村の総代人も長く勤めて村政に貢献した。また、自身がこの任にあたれないときには、養子の幣治に総代人を勤めさせ、村政に関った。彼は災害の被災者や貧困層の支援にも尽力した。このような与之助の事績は、北海道における名望家と定義して差し支えないであろう。

与之助のような名望家が災害被災者や貧困者の救済に尽力した背景には、国が貧困層への支援を民間の有力者に丸投げしたことがある。与之助が道路や橋梁の整備に尽力したこと理由は、公衆の利益のためであるとともに、与之助自身の農業・林業経営のためという側面もあった。しかし、特に小学校の設置拡充などは、子供のいない与之助に資するところは少なく、まさに公衆の為であったとっていいだろう。一方では、教育の現場を通して、近代天皇制度が村落社会の中に定着したことも事実である。与之助のような名望家たちは、天皇制と村落社会を媒介する役割も果たした。

最後に、北海道の名望家の特徴にはどのような特徴があるか、与之助の事例から考えよう。北海道の名望家の特徴の一つには、江戸時代から続く地縁的連続性がない者が多いことにある。これには、明治政府は、アイヌによる従前の土地利用を一切考慮せずに、入植者に土地を引き渡したことがある背景にある。また、北海道では地方自治が本州以南と比較して限定的にしか認められておらず、名望家の地方自治への参与も限定的となった。このことも、北海道の名望家の特徴の一つである。

はじめに

第1節 本論文の狙い

1970年頃、北海道は「開道百年」を記念する事業を行い、「開拓功労者」の伝記集『開拓につくした人びと』¹⁾の刊行などを行った。しかしこの伝記集には多くの批判が集まった。小作人や囚人労働者などは取り上げられず、アイヌ民族も金成マツを唯一の例外として姿を見せないこと、一方で、特権官僚や独占資本の代表者、地主、網元、いわゆる“先覚者”、有名文化人、開拓使が雇ったアメリカ人たちばかりが取り上げられるなど人物選定そのものに問題があり、また取り上げられた人物たちはフロンティア・スピリットに燃えた人びととしてえがき出され、事実と反した記述や粉飾によっ

て美化されていることなどが、強く批判された²⁾。同時期に編纂された『北海道百年のあゆみ』³⁾については、北海道の歴史を明治以降の和人による開拓の歴史として捉え、上からの開発の方針に忠実に、為政者の立場から百年の歴史をつづったとして批判された⁴⁾。いわゆる「開拓史観」に対する激しい批判が起こったのである⁵⁾。

爾来、開拓史観の克服を目指して、アイヌ民族の歴史や、近世期の場所請負制の研究などが大きく進展した。しかしながら、「開拓者」⁶⁾の存在を外して、北海道の近代史を描き出すことが不可能であることもまた事実である。そうかと言って、もちろん、かつてのような開拓史観に逆戻りすることはできない。開拓史観に拠ることなく、「開拓者」たちの事蹟を描き出す必要があるのである。

このような問題意識のもと、本稿においては、北海道の「開拓者」阿部与之助を取り上げようと思う。この人物は、開道百年事業が盛んであったまさにそのころ、北海道によって編纂・出版された、『開拓の群像』⁷⁾にその伝記が収められていることからわかるように、開拓史観に基づき、その事績が把握されてきたといえる。このような人物の事績を、いかなる視点から捉え直すべきであろうか。

この人物については、『新札幌市史』による以下の指摘が重要である⁸⁾。札幌近郊農村では、民選の総代人（官選の戸長の諮問を勤める）に名望家・徳望家が再選を重ねた。顕著な例に、豊平村の阿部与之助、阿部仁太郎、佐藤珍平などがいる。彼らは「各村の草分けであることに特徴」がある（なお阿部与之助と阿部仁太郎に血縁関係はない）。

『新札幌市史』に示されているように、与之助は豊平村の草分け的存在であるとともに、衆望を集めて村政に関与した名望家的存在であった。本稿では『新札幌市史』の指摘を踏まえ、阿部与之助を開拓者ではなく名望家として捉えてその事績の再評価を試みる。

名望家とは、市町村長や市町村会議員などの「名望アル者」に限定された公職を継続的に務めたもののことである。多くの場合、これらの職は無給であった。それゆえ、地主や大商人などの資産家でなければ継続的に勤めることはできなかった。また、名望は、教育・土木・衛生など、公衆の利益になる事業を興し、またそれらに多額の寄付を行い、災害罹災者や貧困者の救済にも勤めることで獲得されるものであった。当然、資産家でなければこのようなことはできない。そのため、彼らの多くが近世以来の豪農・豪商を出自にしていた資産家だったのである。

例えば、安在邦夫氏は、名望家の属性として、中世以来の由緒を誇りにしていることや、近世では中間層としての特権を有し、明治維新である程度特権を喪失したが、なお豊かな経済力を保持していることを挙げている⁹⁾。しかし近年では、本州の研究でも、近代になって新たに勃興した名望家がいることが確認され、むしろ近代的な存在として名望家を把握する必要があることが提起されている¹⁰⁾。

札幌のような、北海道の内陸部には、そもそも近世の中間層たる豪農・豪商は存在しない。さらにいえば、近世以来の農村が存在しない。北海道内陸部には、名望家層の形成と近代村落の創出が同時に進行したのである。北海道は、近代的な存在として名望家を捉えるために、最も重要なフィールドであるといえる。

渡辺尚志氏が、名望家層全体の動向を論じるためには、「前提として、やはり一人一人の複雑で豊かな人生を丸ごと明らかにすることが必要」だと述べているように¹¹⁾、北海道の名望家について論じるために、まずは各人の事績を細かく明らかにすることからはじめなければならない。そうでなければ、議論が実態から遊離してしまう恐れがある。そこで筆者は、『新札幌市史』が名望家として挙げた人物である阿部与之助や阿部仁太郎の「複雑で豊かな人生を丸ごと明らかにする」ことに取

り組んでいる。

阿部仁太郎については、これまでも同じような問題意識に立って小論を発表してきたが、今回取り上げるのは阿部与之助である。先述のようにこの人物は、『開拓の群像』に伝記が収められるなど、はっきりと「開拓者」と位置付けられてきた。本稿では「開拓者」を開拓史観の文脈から切り離し、名望家として定直し直す作業を行う。

本稿は、豊平村の名望家たる阿部与之助を対象とする以上、現札幌市豊平区の郷土史という側面を持つ。郷土史研究は、ともすれば郷土の偉人を称揚するという傾向を持ちがちである。北海道における開拓史観も開拓者称揚史観であったといえる。本稿では、このような潮流を乗り越えるために、谷本雅之氏の提言に注目したい。谷本氏は、名望家層の地域社会への寄付行為には、家業経営のための投資としての側面があることを指摘している¹²⁾。本稿ではこの視点も取り入れつつ、与之助の事績を追っていきこう。

第2節 阿部与之助の関連史料と先行論考

名望家の研究を行うためには、その史料を発掘することが必須である。特に家文書が残っていることが望ましい。しかし残念ながら、与之助については家文書が見つかっていない。しかし、それで与之助の研究が不可能かといえば、そうではない。豊平村には、与之助に並ぶ名望家として、阿部仁太郎がいた。仁太郎についてはその家文書が北広島市エコミュージアムセンターに収蔵されており、筆者は北海道大学の白木澤旭児教授（当時）や、同大の学部学生・大学院生およびそのOB・OGとともに、この史料群の目録を作成した¹³⁾。この資料群から、与之助のこともある程度知ることができる。

また重要なのが、開拓使・札幌県・北海道庁の公文書と、豊平村の公文書である。前者は北海道立文書館に収蔵されているが、与之助に関する情報は僅少である。後者については、豊平町（豊平村は明治41年に町制施行し豊平町と改称）が札幌市に合併された際、大部分が失われたようで、札幌市公文書館にもほとんど残されていない。しかし、この合併の際、『豊平町史』¹⁴⁾の編纂が行われたのであるが、この編纂にあたって公文書の写しが作成され、「豊平町史資料」としてファイルされた。この「豊平町史資料」は札幌市公文書館に残されている。「豊平町史資料」に含まれている豊平村時代の公文書の写しは、一次史料に準じるものとして扱える。

二次的な史料ではあるが、与之助の事績がまとめられた史料としては、明治三五年発刊の『殖民公報』11号に掲載されている「阿部與之助履歴」（以下、『殖』とする）という記事が挙げられる。この記事は与之助の存命中に編纂・出版されたものである。しかし、本論で見えていくように、そのままでは信頼できない箇所もある。

また、与之助が国から藍綬褒章を受けた際の記録である「阿部与之助へ藍綬褒章下賜ノ件」（以下、「下賜」と略記）も重要である。この記事は、国立公文書館所蔵『明治廿七年 公文雑纂 内閣三 賞勲局二 卷三』に収載されている¹⁵⁾。この史料は、与之助に藍綬褒章を下賜することを決裁した際の文書数点に、「阿部与之助経歴概要調査書」が添えられている。これはさらに、「経歴概要調査書」と、年表形式の「履歴書」に分かれる。それぞれ、「下賜-経」「下賜-履」としよう。

「下賜-経」には「一、官位勲等」「一、受賞受刑有無」「一、平素ノ志行」「一、事業経営始末」「一、公共事業ニ力ヲ致セシ要項」「一、公同事務ニ勤務セル事」の6項目がある。最後の3項目は、「下賜-経-経営」「下賜-経-公共」「下賜-経-公同」とする。

このうち、「一、官位勲等」は、単に「無シ」とある。受賞受刑のうち、受賞については「本人履

歴書ノ通り」とあり、受刑歴は「無シ」とある。「一、平素ノ志行」については、与之助には「任侠ノ資アリ」とし、「其身ヲ修メ家ヲ齊フル」とする。ここからは、儒学的な発想（「修身齊家」）から与之助の事績を評価する態度が窺える。与之助は、「深ク奢侈ヲ戒ム」が、「公共事業ニ対スルヤ少モ私財ヲ惜マス」「日常ニ鰥寡孤独ヲ賑恤」した。「隣里郷党」で、その徳を称賛しない者は無かった、とある。

「下賜-経-経営」には、詳しくは次章以降で述べるが、『殖』を引き写したような箇所が見受けられる。「下賜」の編纂にあたって、『殖』が参考に使われたことは疑いない。ただし「下賜」とも食い違う記述も多々見られるので、『殖』は参考資料の一つであるが、『殖』だけが参考に使われたわけではない。

より重要なのは、「下賜-履」である。これは、年表形式で与之助の事績をまとめた履歴書だが、例えば明治9年の項目に「札幌郡豊平村伍長ニ撰ハル」などとある。これは、「下賜」の編纂者が、自らの言葉で書いたものであろう。ところが、例えば明治20年9月のこととして、「水天宮教會幹事申付候 水天宮」などの記述もみられる。これは「下賜」の編纂者の言葉としては理解できないものである。これは、水天宮から与之助に教会幹事の任命状が発給されており、それをそのまま引き写したものであろう。「下賜-履」には、このような任命状・寄付金の領収証・寄付に対する賞状の文言などを引き写したと思われる記述がある。このような引き写し箇所は、原本に準じるものとしてよいだろう。

「下賜-履」の次には、阿部与之助家の戸籍の写しが載っている（これを「下賜-戸」とする）。この部分は、戸籍をそのまま写したものであるため疑う余地があまりない。

明治43年3月発刊の『札幌紳士録』¹⁶⁾にも与之助の伝記がある。

与之助には阿部幣治という養子がいた。幣治は、与之助の死後、養父の名を継いで養父と同名の与之助を名乗っている。大正3年に発刊された『札幌之人』¹⁷⁾や、大正10年に発刊された『北海開発事績』¹⁸⁾にも与之助の伝記があるが、これらは義親子二代の伝記である。本稿では、特に断らない限り、初代与之助を指して与之助とする。

与之助については、現札幌市豊平区や現山形県酒田市の郷土史でたびたび取り上げられてきた。酒田市の郷土史で取り上げられているのは、与之助の出生地が現酒田市北俣のためである。ただし、北俣が酒田市に属しているのは町村合併の結果であって、平成17年（2005）までは北俣は平田町の一部だった。酒田市との合併後に発刊された『平田町史 下』には、「北海道開拓の先駆者 阿部与之助（天保十三年-大正二年）」という記事がある。これは、『荘内日報』平成6年10月25日号に掲載された須藤良弘氏による記事を転載したものである。これによると、「平田町の庄司恵悦の「阿部与之助年表」や明治四十三年発行の酒田新聞など」を典拠にして記事を書いたとある。このうち、「阿部与之助年表」については、酒田市立資料館のご配慮で閲覧する機会を得たが、旧平田町の住職・庄司恵悦氏が個人的に作成したもので、公刊されたものではない。後者の「明治四十三年発行の酒田新聞」とは、『酒田新聞』明治43年（1910）7月3日、5日、6日号に連載された「豊平村の尊徳（一）～（三）阿部与之助翁の事績」という記事を指す（以後、『酒』（一）などと表記する。なお、明治43年7月4日の『酒田新聞』は休刊である）。与之助の存命中に書かれた記事であるが、新聞記事であるため、そのままでは信用できない。記事には、「今同氏の事績を聞き得たるを以て茲に録せん」とあるが、誰から聞いたのか不明である。

以上、史料によって、情報の信ぴょう性に差があることに留意しつつ、なるべく多くの史料にあたって与之助の事績の復元を試みたい。残念ながら、事実であるとも無いとも判断できないような

箇所もあるが、そのことは断りながら論述しよう。

第1章 与之助、豊平村移住までの軌跡

第1節 与之助の出自

阿部与之助の生年月日は、天保10年(1839)12月14日とするもの(『酒』(-))や、天保13年12月11日とするもの(『札幌紳士録』『下賜-戸』)などがある。「下賜-戸」は戸籍の情報なので、後者に従ってよいだろう。『酒』(-)によると、与之助の父は忠五郎といい、五男二女があつて与之助は二男だとあるが、「下賜-戸」には「参男」とあるので、やはりこちらに従おう。出生地は羽後国飽海郡南平田村字北俣で諸史料がほぼ一致する。南平田村は、現在は山形県酒田市に属する。酒田市立資料館のご教示によると、旧北俣村に与之助の生家が残っているとのことだった。酒田といえば港町のイメージが強いが、旧北俣村のいったいは海に面していない。与之助は農民の生まれである。

与之助の生地・飽海郡は、庄内藩領だった。庄内藩は、近世期は蝦夷地警備に従事している。明治2年9月、庄内藩は大泉藩と改称し、北海道分領支配期には虻田を支配した。また、屯田兵として多くの旧藩士が北海道に入植した。藩の湊である酒田は、北前船で蝦夷地・北海道と盛んに交易した。大泉藩(庄内藩)の人々にとって、蝦夷地・北海道は身近だった。そのような歴史的な環境が、与之助を北海道に向かわせた原因のひとつだろう。廃藩置県により大泉藩が廃止されると大泉県が発足し、ほどなく酒田県と改称されている。

さて、ここからは、主に『殖』に依拠し、与之助の渡道までの足取りを追おう。与之助の生家は「赤貧」で、一家を挙げて労働しても「日々の食を得るに過ぎず」という状況だった。たまたま北海道なら「生業の方途」を得ることが「頗る容易」だと聞いた与之助は、北海道へ移住することを決断し、明治3年(1870)7月、父に告げて家を出た(『殖』)。満年齢にして28歳で渡道したことになる。28歳で渡道するまで北俣村で農耕に従事していたとすれば、彼は寒地における農業について、少なくとも経験を有していたはずである。この点は与之助の北海道での活動を考える際に重要である。

与之助が渡道する半年ほど前の明治2年12月に、酒田県は開拓使に、札幌近辺を開墾するので、羽越から農民男女200人ほどを集めるように命じられている。翌年1月19日、酒田県は村々に移民を公募した。この際は荒瀬郷から4戸13人が募集に応じて渡道している。戸主の4名は大泉藩による虻田支配の際に郷夫として渡道した経験者であった¹⁹⁾。

さらに、明治3年1月5日には、開拓使の島義勇判官より派遣された小貫雄五郎・平田弥十郎が酒田に着し、2月上中旬頃に新潟へ移るまで、酒田で移民の募集と米等の物資調達を行っている²⁰⁾。与之助の生地・飽海郡北俣村もこの時期は酒田県に属したので、与之助もこのような酒田県や、開拓使から派遣されてきた小貫らの移民召募によって、札幌近辺に移民が集められていることを知ったであろうと推測できる。

さらに、与之助が渡道する3か月前の明治3年4月には、酒田県から召募された30戸の移民が札幌郡庚午三ノ村(同年5月に円山村と改称、現札幌市中央区円山)に、同じく酒田県より30戸が札幌郡丘珠村(現札幌市東区丘珠町)に、同じく酒田県より36戸が札幌郡苗穂村(現札幌市東区苗穂町)に移住している²¹⁾。与之助の移住には、このような歴史的な環境が背景にあったのである。

明治3年7月、郷里を離れた与之助は漁船に乗って後志国岩内港へ渡り、この地で「漁家ノ雇夫」となった(『殖』)。岩内の漁場持(近世期の場所請負人に相当)は佐藤仁左衛門家であるので、佐藤家に雇われたのであろう。当時の漁業労働者は、「放縦」で「貯蓄の念」もなかったが、与之助は農

業を営むことを目的としていたので、いたずらに浪費せず、一年のちには若干の貯金ができた。この地は漁村であって農耕に適さないため、明治4年7月、札幌へ移り「官吏某の僕」となり、次に商家の雇人になった（『殖』）。

ちなみに、阿部仁太郎も寿都の漁場持である佐藤家のもとで働いて賃金を得ている²²⁾。北海道で近代村落を築き上げるにあたって、先駆的・指導的役割を果たした人物たちが、近世以来の漁場持のもとで働いて賃金を得ることで最初の元手を築いたということは、近世から近代への移行を考察するうえで重要であろう。

先に指摘したように、与之助の郷里・酒田県では、与之助が渡道する半年ほど前に札幌近辺を開墾するための移民が募集されていた。このことを念頭に置くと、ここまでの与之助の行動が理解しやすい。郷里にいたころから、与之助は札幌近辺で開墾に従事するつもりだったのであろう。札幌近辺での土地取得という目標が早期にあったから、彼は岩内で貯蓄にはげみ、ある程度の貯蓄ができるとすぐに札幌に移住したのであろう。

明治6年には妻を娶った（『殖』）。「下賜-戸」によると、与之助の妻はチノという女性で、新潟県南蒲原郡真野代新田村平民・室根政吉の三女として、嘉永4年（1851）6月22日に生まれたようである。与之助より九つ年下である。

与之助は妻とともに勤労し70余円を貯めたが、郷里の家族が「益々貧困」に陥ったと聞いて送金し、貯金はほとんど尽きてしまい、農業に着手することができなかった（『殖』）。なお『開拓の群像』では、働き手の与之助がいなくなってから、生家が貧乏のどん底に落ち、食うや食わずで過ごしているという知らせを受け、心痛のあまり故郷に帰り、蓄えた金のすべてを両親に差し出して再び北海道にとってかえしたとしているが、『殖』をはじめ諸史料をみると、送金をしただけで本人は戻っていない。そもそも与之助は三男であり、働き手がいなくなったわけではないだろう。

『殖』の検討に戻ろう。札幌での雇主が「商業の失敗」によって破産したことで与之助も解雇されてしまった。そこで、明治7年4月、「夫婦相携へて」小樽海岸に行き、ここで再び漁夫となって労銀を得て、再び札幌に戻って雑役人夫となって「些少」の貯金をした。これを資本として、明治8年、札幌郡白石村にて畑8反歩を借り、大麻を播種した。

明治4年7月には、御雇米国人のアンチセルによる「農産ヲ興スハ日用品ヲ首トシ貿易品ヲ次トス、故ニ先ツ麻及亞麻ノ類ヲ植エ以テ網具ヲ作ルヘシ、北海道中央諸郡ハ自生ノ麻種夥多ニシテ且氣候ニ適ス」という建議があり、開拓使は麻作を奨励する政策に乗り出していた。麻作や養蚕は販路の開拓まで開拓使がかかわったという²³⁾。なお明治12年には、白石村の佐藤孝郷（仙台藩の支藩である白石藩片倉家の家老の子として生まれ、明治4年に片倉家臣団を引率して入植し白石村を建設）は、開拓使より「其風土地質に適せる農産物にて産業を興さんことを以てし、白石村に於ては養蚕製麻を主とせよ」との指示を受けている²⁴⁾。以上より、与之助が白石村でこの時期に麻作奨励に取り組んだのは、その土地が麻作に向いていることを正確に把握していたことと、開拓使の麻作奨励の政策に敏感に反応したことがあったといえる。

しかし不運にもこの麻作は失敗したらしい。明治8年の時点で与之助の資本はなお少額だったため、与之助は白石村での耕耘を他人に託し、再び「夫婦相携へて」小樽海岸に行って漁夫となった。数か月間勤労して労銀を得て白石村に戻り、大麻の収穫に着手した。「生育佳良」であったが洪水のため皆腐り、「資本の大部分」を失ったという（『殖』）。

そこで与之助は、まず「土地を所有し根柢を固むる」ことが重要だと考えた。当時、豊平村は移民が少なく、「札幌室蘭間の道路」がすでに開通していたため、「前途甚た有望」と考え、ここを選

定した(『殖』)。この道路は、明治6年7月に完成した札幌本道を指すと見て間違いはない。札幌本道のうち、札幌室蘭間は、現在の国道三六号にはほぼ相当する。大麻の播種が開拓使の麻作奨励に反応したものならば、豊平村定住を決めたのも開拓使による札幌本道の開鑿に反応したものである。そもそも北海道移住それ自体が開拓使の政策に反応したものであったことは先述の通りである。

ここまで、主に『殖』によりながら与之助の来歴を確認したが、その内容を「下賜-経-経営」と比較しよう。「下賜-経-経営」によると、与之助の生家は「赤貧」で、一家を挙げて労働しても「日々ノ食ヲ得ルニ過キス」という状況だった。たまたま、北海道ならば「生業の方途」を得ることが「頗ル容易」だと聞いた与之助は、北海道移住を決断した、という。先に紹介した『殖』の記述と比較すると、『殖』は送り仮名を平仮名にし、「下賜-経-経営」はカタカナにしているという違いがあるが、文章表現まで含めてほぼ一致する。よって、「下賜-経-経営」は『殖』を部分的に引き写していると言えよう。

岩内に渡ったのちの記述を比べると、「下賜-経-経営」には、漁業労働者は「放擲酒食ヲ濫リニ」しているが、与之助は農業を志し、その性行は「勤儉」であるので浪費をしなかった、とあり、与之助の「勤儉」さを、『殖』よりも強調している。この記述は、漁業労働者を利根的な生き方していると捉えて、それに対比して、農業を志す与之助を「勤儉」と評価しているのであり、漁業労働者を蔑視して農業労働者を尊重しようとする国の姿勢がうかがえよう。また、与之助が札幌に移った当初、「官吏某の僕」となったという情報は「下賜-経-経営」にはなく、札幌に移って「先ツ商家ノ雇人」になった、とある。

「下賜-経-経営」では、明治6年に妻を娶ってともに勤労し70余円を貯めた、という情報も欠落しているが、郷里に送金したことには触れている。ここからは、親への孝行を特筆する一方で、女性の果たした役割には関心を示さない国の姿勢が窺れているといえよう。「下賜」は、戸籍写しである「下賜-戸」を除き、与之助の妻には触れていない。

ここから、「下賜-経-経営」は、『殖』の記述を引き継ぎつつも、記述の加除を行ったことがわかる。「下賜」には、藍綬褒章を授与されるにふさわしい「勤儉」な農村指導者として与之助を描き、一方で、女性の役割に関心を示さない傾向があると言えよう。

以前に阿部仁太郎が藍綬褒章を受けた際の記録である「阿部仁太郎ニ藍綬褒章下賜ノ件」を検討したが、この記事も理想的な農村指導者として仁太郎を描き出そうとする一方、戸籍部分を除いて仁太郎の妻には触れないなど、同様の傾向があったことを指摘した²⁵⁾。

第2節 与之助、豊平村に定住する

豊平という地名は、もとは石狩川の支流の一つである豊平川の川岸の一部がアイヌ語で「崩れた崖」を意味する「トゥイエ・ピラ」と呼ばれていたことから付けられたとされる²⁶⁾。明治2年10、11月には島義勇が「豊平開墾」と呼ばれる事業に取り掛かっている。この頃はまだ行政村としての豊平村が設置されていないので、のちの豊平村とは指す範囲が異なるが、おおむね、豊平川の東側の千歳道沿いを指すものと解釈されている。ここに村をつくり、石狩本府の物資補給を行おうとしたのである。この事業はとん挫したが、食料の生産基地として早くから豊平川近傍での村落開発が目指されていたのである²⁷⁾。与之助がここを拠点に農業に取り組むことを決意したのも、こうした開拓使の政策と無関係ではないだろう。これまで指摘したことと考え合わせても、与之助は開拓使の政策に反応しながら行動しているように思える。そこに与之助の成功の一因があったといえよう。

豊平村居住を決めた与之助は、安政年間より同地に住居していた志村鉄一より、間口十間奥行三

十間の土地を買い受けた。その代価が65円であったが、「麻作失敗」のため支払うことができず、わずかに10円を支払い、あとは「漸次償却」する、という契約を結んで買い、「一茅屋」を構えて居宅とした(『殖』)。志村は、幕末の頃より豊平川で渡し守を勤めた、札幌の郷土史上に名高い人物である²⁸⁾。

先に述べたように、明治6年7月に札幌本道が竣工したが、このために、「新道筋左右」に耕地の払い下げが進んだ。判官・松本十郎は、同所に一村落をなさんと企図し、戸長・島倉仁之助らに払い下げを出願させた。地租創定に関して作成された『地価創定請書』²⁹⁾によると、阿部要之助ほか27人が明治6年9月に土地の割渡しを受けている。こうして「人家」の建設も進んでいったため、豊平村は、明治7年3月に正式に設置が決まったのである。『新札幌市史』は、この要之助が与之助のことではないか、としている³⁰⁾。これによると、要之助の在籍地は「羽前国飽海郡」とある。与之助の出身地は正確には羽後国飽海郡であるが、同一人物とみてよさそうである。

しかし、『殖』によると、明治6年の頃の与之助は札幌で商家の雇人をしており、70余円の貯金できたが、郷里の家族が「益々貧困」に陥ったと聞いて送金したため貯金が尽き、農業に着手することができなくなった、とある時期である。『殖』では、豊平村で土地を購入したのは白石村での麻作に失敗した明治8年以降で、官から割渡を受けたのではなく、志村から購入したと書かれている。「下賜-経-経営」も同様の記述になっている。これはどのように解釈すべきだろうか。

ヒントになりそうな資料が「第一大区五小区豊平村耕宅地明細帳」³¹⁾である。これは明治九年に除租期間が切れ、地租賦課のための地券発行が問題となったため、実施された検地の記録である。それによると、以下のようにある。

第壹番

一 宅地 縦三拾間
横拾間 此坪三百坪 志村鉄一持地
但明治六年九月私有地トシテ御払下
明治九年五月鈴木元右衛門江譲渡
同年八月阿部要之助江譲換

第壹番

一 宅地 縦三拾間
横拾間 此坪三百坪 阿部要之助
地価金四拾銭
但明治九年八月鈴木元右衛門より譲受

つまり実際には、明治6年9月に阿部要之助(与之助)に直接割渡されたのではなく、まずは安政年間から居住していた志村鉄一に割渡されたのである。そして、志村は明治9年5月に鈴木元右衛門に譲渡したが、わずか3か月後に阿部要之助に再度譲渡された。ここの事情を推測すれば、おそらく鈴木も分割払いの約束で志村から土地を譲りうけたが、すぐに払えなくなったのであろう。そこで、土地は、阿部要之助(与之助)に渡し、与之助が分割払いで支払ったのだらう。『地価創定請書』は志村と鈴木のことを省略したので、直接要之助(与之助)に土地が譲渡されたかのような記録になったと思われる。

ただし、『酒』(-)には、明治6年5月に豊平川河畔に宅地を買った、とある。また、後年のこととなるが、明治35年に与之助に、豊平村の村民一同から金杯一組が贈呈されたのだが、その贈呈文の写しが「下賜-経-公同」に掲載されているが、そこには与之助の豊平村への移住を明治6年11月としている。しかしこの贈呈文に、与之助が豊平に移住した頃には、「炊烟」も「寂莫」としていたが、今や戸数1500を超え、田園も4000町歩に達し、「一大村市ヲナスニ至」ったとあることからわか

るように、この金杯を贈った村民のほとんどが、与之助が豊平に定住した後で当地に移住してきた者たちのはずなので、あまり信頼は置けない。なにより最も信頼のおける史料である「第一大区五小区豊平村耕宅地明細帳」が、明治9年8月に与之助が宅地を得たとする『殖』の記録を裏付けていることが重要だろう。『酒』(一)や金杯の贈呈文の記述から、与之助は、明治6年段階ですでに豊平村での土地の取得に向け動いていたのかもしれないが、実際に取得したのは明治9年8月と結論しておきたい。

『開拓使事業報告第二編』によると、明治5年の豊平村の移住者はわずかに2戸に過ぎなかったが、明治6年にさらに3戸の移住があり、「一村ヲ成ス」にいたるも、「居民」は商業に従事して「敢テ農ヲ勉メズ」。7年に9戸、8年に4戸、9年に1戸、10年も1戸の新規入植があり、20戸に至った、とある。これまでの検討と合わせれば、明治9年の1戸が与之助夫妻であったと思われる。

豊平村に居宅を構えた与之助は、さらに資本を得るため小店を開き、生饅頭・餅・酒・鹿肉などを販売した。豊平橋が落成し、通行する人が増えたことで、「店頭常に客影」が絶えなくなった(『殖』)。なお、豊平橋が架橋されたのは明治8年12月で、翌9年1月1日に渡橋式が挙行されている³²⁾ので、実際には与之助が宅地を購入した明治9年8月には既に架橋された後であった。

与之助はここに定住した。明治17年には家屋を新築したいとして「川砂り鑿取願」を札幌県に提出し許可されている。北海道立文書館に残されているその願書には図面も添えられているが、豊平橋のすぐ近くで川砂利を取っている³³⁾。

豊平橋のすぐ近くには、2024年現在「札幌開祖・志村鉄一翁居住之地跡」という碑が建っている。そして、その碑のすぐ隣、現在の住所で言えば、北海道札幌市豊平区豊平3条1丁目に、2012年まで阿部ビルというビルがあった。このビルは、キタコー株式会社に、2012年12月に買い取られたのちに取り壊され、代わって同社が運営する介護付き有料老人ホームが建てられて現在に至っている³⁴⁾。与之助の小店からはじまって、2012年までビルとして残っていたのである。

与之助と志村との交流は長く続いたようで、次のような話が残っている。幣治の娘である登代は「ばあさん」(与之助の妻・チノのこと)から「志村さん」のことをよく聞かされた、という。それによると、志村と阿部家とは親しい付き合いが続き「日に何度もいききしていた」という。猛吹雪がつづいたとき、「じいさん」(与之助)は、「食べ物なくなったんでないかな」と志村を心配し「吹雪がやんだので志村さんの家に行って見ると、いろいろばたにうつぶせにして往生していた」という³⁵⁾。

第2章 与之助による農業・林業経営

第1節 与之助、地主化する

『殖』によると、小店の繁盛によって生計に余裕が生まれた与之助は、土地を買い求めたり、未開地の貸し下げを受けて開墾に取り組んだようである。

『北海道開発事績』によると、のちに養父の名を継いで二代与之助となる阿部幣治が初代与之助の養子になったのは明治13年のことである。後述するように、与之助が地主化していくのは明治16年以降であるから、この頃はまだ大地主というには至っていない。しかし事業の後継者について考えられるくらいには生活が安定していったのだろう。「下賜戸」によると、与之助の養子・幣治は、新潟県西蒲原郡熊森村平民・塩崎松太郎の次男として、慶応元年7月5日に生まれている。その妻は、明治2年12月5日生まれ阿部忠五郎次女、すなわち、与之助の妹であるサタという女性である。ここから、与之助の妻・チノと同じく、養子であり妹婿でもあった幣治も新潟県出身だっ

たことがわかる。酒田県出身の阿部家と新潟県の人々との間に、何らかの強い結びつきがあったのではないだろうか。

明治16年からは所有地や貸下地を開墾させるために郷里から「数十戸」もの人を移住させた、という(『殖』)。この記述に拠れば、与之助が地主化したのは明治16年頃となろう。

明治16年4月9日、与之助は「開墾起業ノ見込」があるとして、白石村67番地における2万5千坪もの「荒無地」(凡の間口は125間、奥行は200間)の払下願を提出していることが札幌県の公文書から確認できる。これには「具申書」が添えられ、同年5月7日付で札幌区長山崎清躬の奥印が捺されている。「具申書」によると、「間口奥行制限ニ相触」れているが「後ハ谷地ニテ狹隘ノ地所ニテ御成規ニ難従場所」であるので、「願意之通御載可被成下度」とある。『殖』の記述を裏付けているといえるだろう³⁶⁾。

『殖』によると、「現今」(『殖』が編纂された明治35年頃)の所有地は百四十七町歩にまで増えていたようである。

「下賜-経-経営」によると、これだけの土地を得たのは、単に「子孫ノ長計ヲ成ス」ためではなく、他府県より移民を招来することで「本道ノ拓地殖民事業ヲ補ケ」、さらには「同郷ノ窮民ヲシテ生計ニ安ンセシムル」ことも目標だったという。郷里より呼び寄せた窮民は63戸に達し、「各家計ヲ為サシムル」に至った、とある。与之助が「本道ノ拓地殖民事業ヲ補ケ」ることまで考えていたとするのは、国策にとって理想的な人物像に仕立てようとする国家の意図を読み取ってよいだろう。

与之助が郷里より呼び寄せた戸数について、『殖』は「数十戸」とするが、「下賜-経-経営」や『酒』(三)は「六十三戸」という具体的な数を伝えている。また『酒』(三)には、「小作人」として移住させたと明記されている。

与之助の郷里・北俣村には、どの程度の戸数があったのであろうか。北俣村が田沢村・南平田村と合併して平田村になるさいに、それぞれの村役場の資料は廃棄されてしまったため³⁷⁾、明治期の北俣村やその周辺の農村の戸数は不明である。そこで参考程度に『飽海郡誌 卷之六』³⁸⁾を見ると、貞享年間の北俣村の家数は65戸であったという。もちろん、明治まで同じ家数で推移したわけではないだろうが、63戸もの家族が北俣村から移住したとは考え難い。ここでいう「郷里」は、より広く、山形県(酒田県は鶴岡県と改称したのち、明治7年に置賜県とともに山形県に統合された)全体を指すのだろう。この時期に山形県から与之助のもとに多くの小作人が集まった背景としては、松方デフレの影響も想定される。

「赤貧」の出身であったという与之助と、彼らの間には、郷里では身分や経済的階層に差はなかったはずである。それが北海道において地主・小作関係を形成したのである。小作人を統率していくことは容易ではなかったであろう。それを可能にした一因に、与之助の任侠的・義侠的資質があったと思われる。

先に紹介したように、「下賜-経」では与之助を「任侠ノ資アリ」と評価している。これは、与之助を理想的な農村指導者として描こうとする意図に基づいた評価ではあるが、与之助の任侠的資質を伝える挿話は豊平の郷土史上にも残されている。先に紹介した与之助の孫・登代は、「祖父は一面とてもげんかくな人でしたが心のやさしい、義侠心に富んだ人でもありました」と述べ、以下のような挿話を伝えている。登代が小学生の頃、「うちで修身の本をだして二宮さんのところを大声でよんで」いたところ、「祖父が若い人をよんで、登代にたずねて困っている人のところへお米と味噌を大至急とどけるように」と言いつけた。「耳が遠くなっていた祖父は、修身の文中のこまっている人を豊平にいる困っている人と勘違いしたのです。なんでもいいと思ったらすぐ実行するたちでした」³⁹⁾。

やや物語的な挿話であるが、与之助が日常的に貧窮者の救済に意を注いでいたことを反映した挿話であろう。「任侠ノ資」があり、「日常ニ鰥寡孤独ヲ賑恤」し「隣里郷党」で、その徳を称賛しない者は無かった、という「任侠ノ資アリ」とする「下賜-経」の記述も、与之助が日頃より貧窮者救済に尽力していたことを反映した記述といえよう。このような、与之助の任侠的・義侠的資質に基づいた貧窮者救済の取り組みが彼の声望を高め、小作人を束ねることも可能にしたと思われる。

ただし、与之助による貧窮者救済の取り組みを、彼の個人的資質にだけ帰して理解することはできない。例えば、谷本雅之氏が対象としていた鳩崎村（現茨城県稲敷市）の名望家・関口八兵衛も地域のなかで「義侠心」に富む「慈善家」であるとみなされていたことが指摘されている⁴⁰⁾。義侠的資質は、地域社会において衆望を集めるために必要な資質であり、名望家層に属する人々に求められた資質であったといえる。

名望家層がかかる義侠的資質を備えた背景には、政府の方針があったことも注意を要する。明治7年に制定された「恤救規則」の前文では、「済貧恤窮ハ人民相互ノ情誼」によるべきだとしている。この規則は、「前近代以来の支配層・富裕層による自発的な救済のあり方を前提とした」規則であったと評価されている⁴¹⁾。与之助ら名望家層による貧窮者救済の取り組みは、このような社会的要請に応えたものであった。

なお与之助は災害被災者の支援にも尽力している。明治27年10月22日に与之助の故郷を襲った庄内地震の際には、15円の寄付を行い、29年8月10日に山形県から木杯を下賜されている。このことは、「下賜-履」に、木杯下賜の際の褒状の文面が載せられていることから事実とみて間違いない。また、明治29年9月には、新潟県下に水災があったため、32円を寄附したという（「下賜-履」）。この水災は、29年7月20日から22日にかけて発生した信濃川大洪水のことであろう。山形県は与之助の故郷であり、新潟県は与之助の妻のチノや養子の弊治の出身地であった。与之助一家が郷里への愛着を残していたことがわかる。

与之助を含め、この時期の北海道の名望家たち—これまでの表現に則れば「開拓者」たちは、概して評判がいい。それは上記のような彼らの義侠的な振る舞いが理由の一つだが、それだけではないだろう。本州においては、地主が他村に土地所有を拡大させることで、村間対立を引き起こし、一村内においても軋轢を産んだことが指摘されている⁴²⁾が、土地の大部分が「無主地」とされ、住民の大半が新規入植者であった北海道では、地主の土地集積が入植者間の軋轢に繋がることはほとんどなかったのではないかと。北海道においては、地主の土地集積の進展が、彼らの評判の低下に直結しなかったと思われる。

第2節 与之助による農業

「始メ石狩国ノ風土ヲ以テ水田ニ適セサル」として、「顧ルモノ無シ」という状況だった。しかし、与之助は、「独り水田ヲ以テ尚ホ望ヲ絶」たず、明治16年、「墾田ノ業ニ従事」した、という（「下賜-経-経営」）。

与之助は「石狩国地方ニ於ケル水田開発」の「創業ノ功労者」というより寧ろ、「水田利益ノ発明者」というべきだという。与之助が開墾した土地は「水沢」に属し、「湿毒」がひどかったが、与之助は「堅忍休マス」働き、遂に一町歩の水田を開いた。以来、与之助の水田は拡張を続け、明治25年には面積六十余町歩（約60ha）まで達した。与之助の成功に励まされて「遠近」の農家も水田を大いに開いた、という（「下賜-経-経営」）。

なお『開拓の群像』では、島松の中山久蔵が水田耕作に成功したと聞いて同家を訪ね、赤毛（久

蔵が栽培していた品種)の種もみを分けてもらったとするが、与之助関連の史料からも、北広島市エコミュージアムセンターが所蔵する中山家資料からも両者の接点は確認できない。なにより久蔵の事績をまとめた『農業篤志中山久蔵翁事績』⁴³⁾には、種もみの頒布先のリストが載っているが、そこに与之助の名はない。与之助が久蔵から種もみを貰ったとするのは、著名な開拓者同士を結び付けようとする『開拓の群像』の文飾であろう。

与之助は、農事の改良のため団体組織が必要だと考え、明治24年に豊平村外四村の有志者と協議し、札東農会を組織し、自らその理事・評議員に就職し、金25円を寄付した(『殖』)。本会は、与之助が「牛耳ヲ取」った(「下賜-経-公共」)。爾来、年々農産物共進会を開き、その都度、費用のうち、金10円を寄付した(『殖』)。「下賜-履」には、明治26年6月27日に札東農会農産品評会委員を嘱託された際の嘱託状や、同年8月28日に終身特別会員に列された際の任命状の写しと思われる文面が掲載されている。札東農会は、農事の指導奨励に貢献するところが少なくなかった(「下賜-経-公共」)。

札東農会は、明治30年に、北海道農会と合併している(『殖』)。与之助は合併以前から北海道農会の活動にも貢献していたらしく、明治27年1月10日、事務所新築費に際して15円を寄付したことに対して感謝状が贈られているほか、明治28年8月13日には会務への尽力に対し、明治28年11月25日には第4回農産品評会の経費への寄付に対して賞状が贈られたようで、その文面の写しが「下賜-履」にある。

与之助は、明治25年8月には北海道物産共進会委員に就任しているほか、自らも明治31年11月に農産品評会に小豆を、32年11月には大豆を、32年12月には玄米を出品するなど積極的に参加している(「下賜-履」)。

明治23年3月に小樽共成株式会社取締役役に就任していたようである(「下賜-履」)。この会社は北海道で屈指の米穀商として知られる。与之助がどの程度実際の経営に関ったか不明であるが、米穀生産の安定・拡大に伴って卸売業まで手掛けるようになったのであろうか。細かい活動内容まではわからないが、明治20年代より、与之助は経営者としての側面が強くなっているように思える。

豊平村外三村には用水路がなかったので、有権者と協議して平岸村より豊平村を流れる延長7740間の用水路を開鑿し、用水火防に充て、下流水田の灌漑にも用いた、という(『殖』)。「下賜-経-公共」には以下のようにある。豊平村・平岸村(ともに現札幌市豊平区)・白石村(現札幌市白石区)の三村は灌漑の便が悪かったので、与之助は明治27年に有志と議論し、自ら各村を幹旋し、精進川を引いて、豊平・平岸・白石を貫通する一水路を開いた。その延長は8326間で、幅は3尺だった。与之助は工費に200円を寄付し、自ら工事を督励した。水路が完成すると、新たに200余町歩の水田を開いた。沿村の人民はみな使用し、特に豊平村の市街地などは、火防上、欠かせないものになったという。

この事業は、正確には、豊平・平岸・白石・上白石の4村の有志者によって進められたものである。北広島市エコミュージアムセンター所蔵の阿部仁太郎関係資料には、4村の有志総代・菊亭修季から、「豊平外三ヶ村連合用水開鑿工事委員長・阿部仁太郎」宛の明治27年12月27付の感謝状が含まれている⁴⁴⁾。これによると、真駒内川と精進川から水源を取った用水灌漑だったようである。この灌漑の開鑿に与之助も尽力したのであろう。

仁太郎と与之助は、この連合用水の整備に尽力したことで札幌の郷土史上に大きな名声を遺したのであるが、しかし考えてみれば、用水路の整備によって利益を得るのは仁太郎と与之助のような大地主だったはずである。農業生産力の上昇は、彼らの小作料収入の増加に直結したであろう。用

水路の整備には、公衆の利益のためであると同時に、自らの家業経営のための投資としての側面があったのである。

第3節 与之助による林業

与之助は、明治16年12月5日、明治17年3月24日に「厚別小川添」に伐木をしたいと出願している⁴⁵⁾。柚夫として札幌県平民の伊藤与八、秋田県平民の阿部末吉、青森県平民の小原新之丞を申請している。このうち伊藤は豊平村七番地に住所があるが、あとの二人は豊平村一番地の寄留となっている、豊平村一番地は与之助の自宅の場所であるから、出稼ぎにきていた者を雇用していたのだろう。先に、与之助が地主化するのが明治16年頃と指摘したが、それと時期を同じくして、柚夫の雇用も行っていた。

「下賜」には、与之助による造林事業についての記載がある。それによると、与之助は、北海道の森林がだんだん荒廃していくのを見て、「深く将来ニ察スル所」があった。明治17年5町6反歩の畑地を購入し、杉・松・桐などの種子や苗木を山形県より取り寄せ、播種を試みたが、厳寒積雪のため、悉く枯れ死んだ。翌年再び播種したが成功しなかった。そこで落葉松の栽培を試みて、明治19年、その種子を長野県に求め、始めて好果を得た。爾来、年々その栽培を継続し、造林の地積は、この史料が編纂された明治37年段階には24万坪に達し、「造林ノ模範」たるに至った。与之助は、それで十分とせず、同士を募って北海道造林合資会社を設立し、未開地364万坪の貸付を受け、大いに植樹を経営し、広く苗木を販売して林業の発達に役立とうと考えた。そのほか、桑・桃・白楊樹など、北海道の殖産を「裨益スルニ望ミアルモノ」で与之助が栽培を試みていないものはないのだという。北海道における植樹の切要さや、その事業に将来性があることが知られると、「企業」(起業)を図るものも現れた。与之助の「指導ノ効」は大いに力あるものであったという。明治30年から36年までに、与之助が自ら植樹した落葉松は、241350本にも及んだ(「下賜-経-経営」)。

与之助が北海道造林合資会社に出資したのは1万円にのぼり、自ら貸付を受けた未開地160余万坪を無償にて本会社に譲渡するなど、会社の創立に尽力した。「下賜-経-経営」には、明治32年から35年までに北海道造林合資会社として落葉松の苗と種子の販売量を記録した「北海道造林合資会社苗木種子販売表」も掲載されている。ただこの会社は田中壤が社長を勤めた会社であり、与之助は出資者の一人であって経営者ではない⁴⁶⁾。この表は田中壤が経営した会社全体の業績であり、与之助個人の業績とは言い難い。

明治29年12月に北海道木材会社監査役、明治33年1月に札幌材木商組合理事を勤めたという(「下賜-履」)。細かい活動は解らないが、明治30年前後に、造林・材木事業に注力していたようである。

与之助の造林事業については『郷土誌すみかわ』⁴⁷⁾でも詳しく取り上げられている。典拠が不明であるが、「下賜」や「殖」に見えない情報が多いので、要約を載せよう。

明治29年、与之助が貯蓄を目的に精進川沿い(現澄川389番地)の農地を含む山林54万坪(約180ヘクタール)の貸下げを受け、内130ヘクタールに落葉松の苗木を植樹した。これが、阿部造林事業のはじまりであるという。与之助は苗圃を作って自ら苗木を育て、大正元年秋には植付を完了した。最初に植付した落葉松は、この頃はもうかなり成長して美事な林を造り、年を追うに従い、山を覆う樹々は精進川の涵養林としての役目を果たし、やがては道内屈指の美林と称され、大正初期の模範林として、大正2年1月、大日本山林会から有功章を授与された。

この造林事業に並行して精進川沿いの農地に吉田庄蔵ほか数戸の入植が進展していった。彼らは

造林のかたわら農耕をして、農場を形成し、この農場は与開墾と呼ばれた。入職者の一人である吉田は、富山県西砺波郡是戸村（現高岡市）の出身であり、明治28年、20歳のときに渡道し、与之助が経営する阿部商店に働いた。与之助は、珠算に長けた吉田の能力を見込み、精進川造林事務所の帳場と農場の管理を委ねた。この造林事務所については写真付きで紹介されている。

与之助は造林事業遂行にあたり、山火予防に協力した人々に感謝の意を表し、所有の木挽山（現札幌市南区澄川に所在）の山頂を「山の神」の奉置場所として無償で提供した。

阿部造林山の区域は、現在の澄川五条4丁目から13丁目までと、澄川389番地のほとんどを占め、南北5・6キロメートル、240ヘクタールにも及んだ、という。

『郷土誌すみかわ』の記載内容については、典拠が不明であるが、特に吉田庄蔵をめぐる詳細な情報が載せられており、先に述べたように造林事務所の写真もあることから、関係者から史料の提供を受けて執筆されたものと思われる。「下賜」とも共通していることとして、落葉松の植樹が重点的に行われたという点があり、特にこれについては間違いのないことと判断してよいであろう。

なお先に述べたように、明治27年頃より、仁太郎・与之助が精進川を水源とした用水路の開墾に尽力していた。精進川沿いの造林事業もこれと一体の事業だった可能性がある。

また、このことはのちにも述べるが、与之助は、明治32年に精進川に橋梁を架設しているが、『郷土誌すみかわ』の記載によると、まさにこの頃、与之助による大規模な植林事業や開墾事業が精進川沿岸で進行中であつた。すると、その第一の利用者としては、与之助の小作人たちや、吉田庄蔵など、その管理者が想定されていたはずである。私費による橋梁架設などの寄附行為は、広く公共の為であると同時に、阿部与之助家の家業経営のための投資という側面もあったことが、この事例からもうかがえる。「はじめに」の「第1節 本論文の狙い」で述べたように、このような家業経営者としての側面を捉えることは、「開拓者」像を相対化しうるものであると言えよう。

第3章 与之助と地方自治

第1節 与之助による村政への貢献

与之助が小店を開いた明治9年には、与之助は豊平村の伍長に選ばれた、という（『殖』）。ただ、この『殖』の記述は疑問とするところがある。

伍長とは、近世の五人組の系譜をひくもので、開拓使では明治4年に札幌市街及び各村にこの制を敷いた。明治5年10月30日にこれまでの五人組制のもとにおける伍長は廃止され、各村に2、3人ずつおく、副戸長の補助組織としての伍長制が施行された。これは村落部のみの組織だった。豊平村は市街地とみなされて、村務は札幌市街の町戸長が担当し、最期まで副戸長、伍長はおかれなかったと指摘されており、『殖』と矛盾する⁴⁸⁾。

「はじめに」の「第二節 阿部与之助の関連資料と先行論考」で述べたように、年表形式で与之助の事績をまとめた「下賜・履」では、明治9年の項目に「札幌郡豊平村伍長二撰ハル」とある。これは、「下賜」の編纂者が、自らの言葉で書いたものであろう。ところが、例えば明治20年9月のこととして、「水天宮教會幹事申付候 水天宮」などの記述もみられる。これは「下賜」の編纂者の言葉としては理解できないものである。水天宮から与之助に、教会幹事の任命状が発されており、これを写したと考えられる。よって、豊平村伍長の任命書は、「下賜」編纂の段階で物理的に存在しなかったと思われる。これらのことから、おそらくは開拓使が公式に任命した伍長ではなかったと思われる。ただし、多くの功績を挙げた与之助が、わざわざ事実を曲げて功績を増やそうとするとも思えない。非公式の組織として近世的な隣保組織が民間で作られ、与之助がその長に選ばれた、と

いうことではないだろうか。そうであれば、伍長に任じられたでなく、選ばれたとする『殖』や「下賜-履」の表現も腑に落ちる。

明治12年10月、郡区町村制度のもとでの郡長・戸長制度が新設された。開拓使（廃止後は札幌県・北海道庁）から任命された「戸長」が、複数の町村において、戸籍管理、徴兵の下調べなどを管轄した。豊平村・上白石村・白石村・平岸村・月寒村合わせて五ヶ村を一人の戸長が管轄する制度が採られ、翌年二月に片倉景範がその初代の戸長に就任した。上白石村四番地の片倉の自宅が戸長役場とされた。任命制の戸長とは別に、村民の選挙で選ばれる総代人が一つの村に2人ずつ置かれた。

与之助は明治11年には村の総代人になり、以後再選されつづけ、22年に病気のために辞職したが、退任中は嗣子・幣治が選任され、重要な事柄に関しては与之助の「方寸」に出たものが多かったという。明治25年には与之助本人が再選され、以来継続して再選され、本年（明治35年）二級村制に移行したという（『殖』）。二級村になると村総代人はおかれず、官選の村長と民選の村会議員が村政を営む。これは北海道にだけ見られた制度である（一級村の場合は本州の村落と同じく、村会議員が村長を選出する）。

だが、豊平村に総代人がおかれるのは、前記のように明治13年2月以降のはずである。『新札幌市史』は、『札幌県治類典』（道文・道図）『北海道通覧』『北海道毎日新聞』『豊平町史資料』などをもとに、各村の総代人を調査して表化しているが（726～731頁）、それによると、明治13年11月から15年まで、総代人を勤めたのは与之助とは別の人物で、明治16年7月から17年までは阿部与之助と阿部丑太郎（阿部仁太郎家の人物で、与之助と親族関係は無い）が総代人となっている。18年から23年までは史料不足により不明、明治24年から25年8月までは与之助の養子である阿部幣治と、阿部仁太郎が総代人を勤めている。なお、丑太郎は明治24年に仁太郎と改名していることが阿部仁太郎関係資料の調査から判明した⁴⁹⁾ので、この2人は同一人物である。明治25年8月から幣治は佐藤珍平と交替、明治29年8月から佐藤は与之助と交代、30年8月から与之助は大西久米之丞と交代した、とある。この間、仁太郎は明治24年からずっと総代人を勤めていたが、31年8月、仁太郎は与之助と交代し、34年まで与之助は総代人を続けた。よって、25年に与之助が再選されて幣治と交代したというのはおそらく誤りで、このとき、幣治は佐藤珍平と交代している。なお、佐藤は旧盛岡藩士族出身で、やはり豊平の有力者である。与之助が総代人に再選されたのは明治29年で、30年8月から31年8月までの間は中断を挟み、明治31年8月から34年まで総代人を勤めている。35年に豊平村は二級村に移行して総代人制度が廃止になったのは前記の通りである。

『新札幌市史』によると、明治18年から明治23までは史料不足によってだれが総代人であったか不明としているが、『殖』の記述を信じれば、この間に与之助が総代人であった可能性がある。ただし、明治11年より与之助が総代人を勤めていたという記述や明治25年に与之助が再選されたという記述が誤りである以上、総代人に関する『殖』の情報は信頼がおけない。なお、これらの誤りは「下賜」にも引き継がれている。なぜこのような誤りが生じているのか解釈に苦しむが、与之助とその養子・幣治が度々総代人に選出されて村政に貢献したことは間違い。

『殖』によると、明治13年4月、はじめて豊平村ほか4ヶ村の戸長役場が豊平村に置かれることになった。しかし、当時の役場の経費は僅少で新築することはもちろん、家屋の借り上げも困難だった。そこで与之助は、自己の所有する家屋をその役場にあてた。その料金はあえて問わず、経費の許す限りの下付を得た。「下賜-経-公共」によると、経費が足らないで、その料金を半額以内に減じた、とある。執務上の便宜のため、数回、私費を以て建物の構造を変えた（『殖』）。事務室その他に

補修を加えたものらしい（「下賜-経-公共」）。その代償も求めなかったという。明治24年に新たな戸長役場の敷地が決まると、有志者と申し合わせて建家一棟を寄付することになり、与之助は10円を寄付した（『殖』）。役場設備のために与之助が負担した額は都合520余円を超えた（「下賜-経-公共」）。

しかしこの『殖』や「下賜-経-公共」の記述にも不審な点がある。先にも述べたように、豊平外四カ村の戸長は明治13年2月28日から16年頃まで、上白石村に居住する片倉景範⁵⁰⁾が勤めており、戸長役場は、景範の自宅（上白石村四番地）が使われていた。明治16年まで、豊平村に戸長役場はなかったはずである。

豊平外四カ村の戸長は、17年頃に片倉景範から藤田盛に交代した。藤田は白石村の移住士族であったため、戸長役場は上白石村から白石村三番地の借家に移ったが、ここは「一方ニ偏在シ不便」であるため、「中央ナル豊平村」へ移転することになり、豊平村四番地に貸家があるのでこれを借り受けることになった。この際、札幌郡長の山崎清窮より札幌県令調所広丈へ、十七年度予算の増額が要求されているが、「僅カニ三拾円位ノ金額」なので、「定額内ニテ支弁ノ道」を立てよ、と返されている⁵¹⁾。移転の際、費用の捻出に苦勞していたという記述は『殖』にもあるので、与之助が家屋を半額以下で譲ったのはこの頃のことではないか。

なお、この年の7月7日、豊平外四ヶ村戸長役場から豊平村総代の阿部与之助と阿部丑太郎（のちの阿部仁太郎家二代目当主）に宛てて、「豊平村拾四番地貳ニ於テ戸長役場事務」を取り扱うように、と伝達されている⁵²⁾。戸長役場が四番地にあったわけだから、総代人の仕事場は少し離れて置かれたようである。

与之助は豊平村の財政基盤を確立するためにも尽力したことが、『殖』や「下賜-経-公共」に書かれている。これらの信憑性にはやや難があるが、ここでその内容を見てみよう。

与之助は豊平村の財政基盤造成の必要を感じ、同村総代人の阿部仁太郎と奔走し明治30年9月に月寒村字厚別にて国有未開地9万坪の貸与を受けた。この地は『殖』が発刊された明治35年段階で伐木を終え、植樹と開墾に取り組んでいるという（『殖』）。

「下賜-経-公共」では、与之助は未開地を懇成して村の基本財産とすべきと考え、「前後約三十九万坪」（約129ha）の未開地の貸付を受けた、とある。主に与之助が経営し、小作人を募集した。この未開地は水田や畑となり、豊平村の主要な財産になった、という。

「下賜-経-公共」と『殖』の記述を整合して理解すれば、与之助が仁太郎と奔走して、明治30年9月に貸し付けを受けた土地が、札幌郡月寒村字厚別の国有未開地9万坪であったが、与之助はそれ以外にも約30万坪の土地の貸付を得て、自らそれを経営して水田や畑に変え、豊平村の基本財産とした、ということであろうか。

豊平村は、「現今」（明治36年を指すと思われる）、戸数1500、8400人の「大村」であるのに、いまだ村会議場の設備がなく、開会の都度、必ず他より借りていた。議事の整理そのほかに不便を感じるものが少なくなかった。事が緊急にかかわる際などは、たちまちその開会に苦しみ、甚大な支障を招くであろうことは、村民も顧慮していた。しかし、「前年」（明治35年を指すと思われる）の「凶歉」（凶作のこと）について、「当年」（明治36年を指すと思われる）は赤痢が蔓延し、経営するいとまもなかった。与之助は村治上黙過できないとして、明治36年10月、村役場敷地内に木造平家32坪を建設して寄付した。その工費は金716円87銭におよんだ（『殖』）。

一次史料である阿部仁太郎関係資料を見ると、例えば、明治30年3月23日付で、豊平村戸長・舟橋八五郎と、総代人の阿部仁太郎・阿部与之助三名の連帯で、200円を無抵当で、豊平村の村債と

して貸付ている⁵³⁾ ことなどが確認できる。与之助が豊平村の財政のために尽力していたことは事実である。

第2節 北海道における地方自治と阿部与之助

前節でも述べたことの繰り返しになるが、北海道の地方自治制度の変遷を確認しよう。明治12年10月からは、郡区町村制度のもと、開拓使・札幌県・北海道庁から任命された「戸長」が豊平村・上白石村・白石村・平岸村・月寒村の五ヶ村を管轄する制度が取られた。本州では、明治22年には市制・町村制が施行され、公民（25歳以上の男子で2円以上の納税者）が選挙によって町村会議員を選出し、町村会はさらに町村長を選出することができた。対して、北海道はいまだ開拓の途上であり、この制度を導入することは時期尚早であるとして明治30年に北海道一・二級町村制が導入された。一級村においては本州の町村に準じる制度が取られたが、二級村においては町村長と書記を北海道庁長官が、収入役を町村会の推薦に基づいて支庁長が任命するなど、自治権が制限される代わりに、二級町村の財政負担を北海道庁が負う制度が取られた⁵⁴⁾。

しかも豊平村が二級村に移行したのは明治35年のことで、それまでは戸長と総代人による制度が続いたのである。明治35年に、豊平村は月寒村・平岸村と合併することで二級村となった。二級村になると公民は村会議員を選ぶことができ、村議会が開催されるが、村長は引き続き任命制である。そのため、北海道において、名望家が自治に関与できる幅は、本州と比較して限定的にならざるを得ない。与之助や仁太郎も村内で高い衆望を得ていたにもかかわらず、ついに村長となることは無かった。

なお豊平村が二級村に移行した明治35年には、与之助は天保13年生まれ説を採ったとしてもすでに60歳に達しており、与之助は村会議員を勤めることもなかった（養子の幣治は村会議員を勤めている）。

また、本州では市制町村制に続いて明治23年には府県制が定められ、選挙によって選出された議員によって府県会が構成された。そのため、本州では有力な地方名望家が府県会議員になり、地方開発のための予算を獲得する例が見られたが⁵⁵⁾、北海道では道議会がしばらく開設されなかった。

第一回帝国議会が開設されると、札幌においても北海道議会開設に向けた運動が起こり、阿部宇之八を請願委員として上京させることになった。請願書に調印した500余名は「何れも財産あり名望ある有力者家」であった（『北海道毎日新聞』明治24年2月22日号）。宇之八は上京して衆議院、貴族院にそれぞれ請願書を提出して帰札すると、明治24年4月6日、豊平館で慰労会が開催された。この慰労会には、阿部与之助と仁太郎の出席が確認できる（『北海道毎日新聞』明治24年4月8日号）。さらに明治24年6月7日には道議会開設運動のための組織である北海倶楽部が発足し、与之助と仁太郎は発起人として名を連ねている（『北海道毎日新聞』明治24年6月9日）⁵⁶⁾。

このように与之助も道議会開設に関心を寄せていたことがわかるが、具体的な活動までは詳らかにできていない。明治34年に「北海道会法」と「北海道地方費法」が公布され、道議会は開設されたが、先述の通り、この翌年に与之助は60歳に達し、公職を退いていく。次代の幣治は与之助以上に史料が乏しく、ほとんどその動向は追えていない。

いずれにせよ、本州の名望家と比べて、与之助や仁太郎が地方自治に参加できる範囲は限定的であったことは確かであろう。ただし、北海道でも、近世の城下町が残るがために明治33年には一級町村制が施行された福山町（現北海道松前町）のような事例もあり、道内町村でも、地方自治の進展の速度に差があった点には注意する必要がある。

第4章 与之助によるインフラ整備と天皇制国家の建設

第1節 与之助と天皇制国家

明治14年8月、明治天皇巡幸の際、与之助は戸長・藤田盛や阿部仁太郎と協議し、許可を得て札幌郡月寒村の山中に屋宇一棟を新築し、「御駐輦」の用に供した。のちに関係者と共に、金70円の「恩賜」を受けた（「下賜-経-公共」、『殖』）。「阿部仁太郎へ藍綬褒章下賜ノ件」にも、「豊平村外四ヶ村有志者」とともに、月寒村に「御小休所」を新設したことが記されている。また、開拓使の公文書によると、明治14年8月25日に、月寒村小休所建営のための釘の払い下げを、豊平村係田中梅之助が願出ていることが確認できる。後述するが、田中は阿部与之助とともに、明治12年9月中、豊平村より真駒内方面に通じる道路の修繕に尽力しており、小休所の設営にも協力し合ったのだろう。

与之助は明治27年10月に桓武天皇平安遷都千百年記念祭協賛会委員、29年12月に孝明天皇三十年御霊祭遥拝式札幌奉行会常務委員などを勤めており（「下賜-履」）、与之助の尊王心の高さがうかがえる。

また与之助は、明治27年12月に日本赤十字社正社員、28年5月に征清軍人家族保護会特別会員などを勤めている（「下賜-履」）。明治27-8年は日清戦争期間中であるから、戦傷者や出征兵士の家族の庇護にも意を注いでいただろう。

また、この戦争の際には、軍馬一頭や軍資金の献納なども行っており、明治30年6月1日に表彰された。その賞状の文面の写しが「下賜-履」にある。

明治29年、第七師団兵営地として月寒村に土地の買い上げが行われた。買い上げに応じた者のうち、所有地境界の錯誤により、争論が生じ、一方よりは過多の賠償を要求される等、互いに譲らず、頗る困難で容易に落着かない情勢になった。そのため、兵営の設備は遅緩した。期限の定まっている施設計画なので、与之助は大いに憂い、自村の面目に関わる事だとして、月寒村の吉田善太郎と協議し、各金250円を投じて、この事件を落着かせた、という（『殖』、「下賜-経-公共」）。吉田も藍綬褒章を受けているが、その際の記録である「吉田善太郎へ藍綬褒章下賜ノ件」⁵⁷⁾の「経歴概要調査書」や、明治29年9月16日、同月20日の『北海道毎日新聞』にもこの兵営敷地問題についての情報がある。

第2節 与之助によるインフラ整備

多くの名望家がそうであったように、与之助も、道路橋梁、消防、兵営、学校などの公共インフラの整備に多額の支出をして尽力した。本項目では、与之助のインフラ整備について見ていく。ただし、教育関連については残された史料が多いため、項目をわけた。

『殖』によると、明治12年9月中、豊平村より真駒内に通じる道路が破損していたため、村用掛の田中梅之助と協議し、自ら50円を寄付し、他の有志者の寄付と合わせて費用に充てた。田中は「豊平村係」として開拓使の公文書からも実在の確認が取れる⁵⁸⁾。

与之助は、交通が整備されていないことが「拓殖ノ速成」を妨げていると考えていた。「自力ノ許ス限り、労費ノ貢献ヲ辞セス」という考えで、交通路整備のために多大な尽力をしたようである。豊平・真駒内間の「縣道」の修繕、豊平・月寒・白石などの各里道の開削などで、与之助の斡旋・寄付に依らざるものは稀であるという（「下賜-経-公共」）。

次に掲げる表①は、「下賜-履」より、与之助の交通路整備への貢献についての情報を抜き出したものである。このうち、明治11年9月、同31年9月のものを除けば、開拓使・北海道庁が、与之

助の貢献に対して贈ったであろう褒状などの文面をそのまま引き写したと思われる文章であるので、事実とみて間違いない。

表① 与之助による道路整備への寄付

明治 11 年 9 月	札幌郡平岸村真駒内方面ニ通スル道路大破セシヲ以テ修繕費五十圓ヲ義捐ス
明治 14 年 1 月 17 日	千歳新道ノ内札幌区豊平橋ヨリ経王寺前迄ノ道路修繕費ノ内へ金十圓差出候段奇特ニ付、為其賞木杯一個并麻芋壺把被下候事
明治 31 年 4 月 4 日	明治二十九年七月石狩国札幌郡白石村里道橋梁修繕用材トシテ板十二枚寄付候段奇特ニ付為其賞木杯一個下賜候事
明治 31 年 9 月	豊平橋ヨリ河岸上流ニ至ル里道砂利敷入費金十圓寄付セリ
明治 32 年 1 月 27 日	石狩国札幌郡豊平村里道修繕費トシテ金三圓寄付候段奇特ニ候事
明治 32 年 12 月 25 日	札幌郡平岸村字精進川へ土橋長四間巾二間半自費架設候段奇特ニ付為其賞木杯一組下賜候事
明治 34 年 1 月	札幌郡豊平村里道長百五十間幅一間自費修繕寄付候段奇特ニ付、為其賞木杯一個下賜候事

表①の明治 32 年 12 月 25 日の項目に関連して、「下賜-経-公共」には、精進川の上流にも移民が増えていったが、橋梁の架設がなかったので、明治 30 年、与之助は自ら長さ四間以上の橋梁を架設した、との記述がある。『殖』によると、落成したのは明治 32 年 3 月中で、費用は 120 円を要したとある。移民の増加に対して道路や橋梁の公的整備が追い付かず、与之助のような地主層が整備に乗り出していた状況がうかがえる。なお先にも述べたように、精進川沿いには与之助による造林・開墾事業が進展しており、この橋梁は、与之助の小作人が日常的に使用することになったと思われる。つまり橋梁の架設も、与之助の造林・開墾事業の一環として理解できるのである。

次に消防についての『殖』の記述を見ていこう。豊平村水火消防組は従来札幌区と併せて運営されていたが、明治 19 年に至り、独立させることになった。しかし簡単には組織ができなかった。与之助はこれを憂い、吉田芳造、清水源右衛門、後藤平七などと協議し、私立消防別手組なるものの設立を企て、同年 5 月、官庁の許可を得て村内より消防夫 75 名を募り、これを設立した。器具などは自費をもって調達し、その他の費用も過半は自ら負担して維持した。明治 23 年 4 月 1 日、札幌区公立消防第四番組に編入されるに及び、自己所有の諸機械・警鐘・番屋一棟を寄付した。この代金は 350 円に及んだという。「下賜-経-公共」にもほぼ同様に記述がある。

さらに、これに関連する資料が、新たに阿部仁太郎関係資料から発見できた。それは収蔵番号 3684-1 の綴りに含まれていた「約定証」という文書である⁵⁹⁾。これは、「豊平村総代」の地位にいた仁太郎と幣治（与之助の養子）が札幌区の「別手組取締 後藤半七・吉田芳蔵」に送った文書で、「豊平村消防組相設候事ニ村中一同協議相決」したが、「消防人夫不足」より応援を頼み「一箇年金三拾円」を「明治貳拾参年ヨリ向三ヶ年間貴組入費ノ内へ屹度相納」める、とする内容である。「本文之趣承諾候也」として、札幌区消防別手組の印が押されている。後藤半七は、『殖』に名前が見える後藤平七と同一人物だろう。

ここから、先の『殖』の記述にはいくらかの誤りがあったことがわかる。まず、豊平村水火消防組は従来札幌区と併せて運営されていたが、明治 19 年に至り、独立させることになった、とする記述は誤りである。吉田芳造、後藤平七（半七）などが設立したという消防別手組は、札幌区の消防を担う組織であった。明治 22 年に豊平村で独自に消防組を設立することになったが人夫が不足し、

23年より3か年間、1年につき30円ずつを支払うことで応援を頼んだ、ということが真相である。ただ、与之助の居住地・豊平村一番地は、札幌区まで目と鼻の先なので、与之助がこの消防別手組設立の際に器具の購入費などの負担を担ったことは事実なのではないか。

『豊平町史』によると、明治27年の「村治類典」には、「部内豊平村ハ従来消防組ノ設ケナク、昨年来札幌区消防組ニ加入致シ来リ候処、追々増殖人家稠密ニ至リ、一朝出火アルニ際シテハ忽チ巨万ノ資産烏有ニ可帰、依テ茲ニ消防組々織ノ必要ヲ感じ、同村阿部仁太郎外三名ヨリ出願ノ次第モアリ、村民一同ノ輿望ニシテ本年度ハ有志ノ寄付金ヲ以テシ、明年度ヨリ村費ニテ負担致シ」とあることが指摘されている⁶⁰⁾。これまで述べてきたように、「村治類典」は現在、原本が散逸しているが、札幌市公文書館が所蔵する『豊平町史資料(9)保安』(以下、『(9)』)には、村治類典の写しが断片的に収載されており、先述の引用文とほぼ同文の村治類典の写しを確認できる。また、『豊平消防百周年記念誌』は、『豊平町史』のこの記述に則り、明治27年までは豊平村には消防組は無かったとしている。これまで見てきたように、実は明治22年段階で、豊平村の消防組織の立ち上げが諮られていたことが、先の「約定書」の発見から明らかになった。しかし「消防人夫」は不足し、札幌区の消防別手組の補助を受けていたのである。

明治初期、私設の消防組が全国各地に生まれていたが、それぞれが独自の規則を持ち、連携が取れていなかった。そこで全国消防組統一のため、明治27年に「消防組規則」が勅令として発せられ、消防組の組織・運営の基準が定められ、各府県知事が管掌することになった。これにより、札幌区(現札幌市中央区)も公立消防組の時代を迎えたが、村の場合は引き続き私設消防組が例外として認められていた。『殖』によると、明治23年4月1日、私立消防別手組が札幌区公立消防第四番組に編入された、とあるが、これは明治27年の誤りだろう。豊平村の消防組織は、この編入以降は、札幌区公立消防第四番組の補助を受けたか、あるいは、豊平村の消防組織ごと、札幌区公立消防第四番組に編入された、と考えられる。明治27年の「村治類典」にある「部内豊平村ハ従来消防組ノ設ケナク、昨年来札幌区消防組ニ加入致シ来リ候」という記述はそのような状況の反映であろう。

『(9)』には、「豊平村消防組織方決議」という明治27年7月11日付の文書の写しも収載されている。それによると、「本村消防組織ノ挙ハ村民ニ於テ欠クヘカラザル必要ニ付有志者阿部仁太郎外三名申出ノ通り」「速ニ設置ノ運び相成度決議仕候也」とあり、発起人として、「阿部仁太郎・阿部与之助・佐藤珍平・大西条之丞」の四名が名を連ねている。「阿部仁太郎外三名」という表現は明治27年の「村治類典」にもみられたが、この「外三人」に与之助も含まれていたことがわかる。

明治43年、豊平村の一部が札幌区に編入され、与之助の住所も札幌区に変更になったが、これに伴って豊平消防組も札幌区へ編入された(『新札幌市史』)。札幌区に編入される明治43年までは、経費は村費で賄われていたという(『豊平消防百周年記念誌』)。

また、『(9)保安』には、「褒状伝達方之件」という明治32年2月24日付の文書の写しが収められている。この文書は、「札幌支庁第一課長」より「豊平外二村戸長」宛の文書で、「当区消防組第二部及第五部消防器械置場并ニ火ノ見櫓新築費トシテ」阿部与之助が「金五円」、佐藤吉蔵が「金貳円」を寄附したことに対して「褒状交付」するので、「本人共へ御伝達」してほしいとの内容である。ここでいう当区は札幌区のことである。先に、与之助が消防別手組設立の際に器具の購入費などの負担を担ったことは事実なのではないか、と述べたが、ここからは少なくとも、公立化した札幌区の消防組織に与之助が寄付をしていたことの確認が取れる。

札幌区より室蘭に通じる国道である豊平街路には、月寒兵営があり、人馬の往復が頻繁だった。しかし道路の幅員は僅かに七間で、通行危険のおそれがあった。与之助は常に道路拡張の必要を感

じていたが、人家が立ち並んでおり、着手することができないまま時が過ぎた、という（『殖』）。月寒兵営とは、明治29年に置かれた独立歩兵大隊（明治32年に歩兵25連隊に編入）の兵営地である。この兵営地は、室蘭街道（現国道36号）に面していた。明治33年5月、豊平村に大火があり、250余戸が延焼し、市街中枢は灰燼に帰した。与之助は、このような「惨劇」は「街衢ノ狹隘」が原因だと考えた（「下賜-経-公共」）。そこで、自己の宅地55坪8夕（時価505円35銭）を寄付した（『殖』）。与之助は、市道（ここでは、市中の道の意）の拡張を唱道し、街沿いに土地を所有する者たちにも寄付を呼びかけた（「下賜-経-公共」）。与之助は地主40名を勧誘し、巾3間延長二百間を道路敷地として寄附せしめた（『殖』）。「下賜-経-公共」では、与之助の呼びかけで寄付された道路敷地は計600余坪とするが、これは巾3間、長さ600間の面積とほぼ同じである。これにより、道路の巾は十間まで拡張した。道路が拡張したことで類焼を予防し、街の景観もよくなったという（「下賜-経-公共」）。

仁太郎与之助は、資産家であるがゆえに、火災が発生すれば、生命だけでなく資産も失う危険もあった。彼らの資産を守るためにも火防への取り組みは必須だったろう。家業を守るという意味合いもあったのではないかな。

第3節 与之助による教育の推進

『殖』によると、明治11年、教育の必要を感じた与之助は、自ら発起して村用人と協議して若干の拠金をもって子弟教育の仮校舎を私設した。これが「豊平村に教育機関を設けたる嚆矢」であるという。さらに、与之助は、豊平村の教育の基礎を固めるため、学田地が必要だと献策した。明治18年4月、札幌郡白石村字野幌において未開地30万坪の無代価の下付を受け、与之助がこの経営にあたり、小作人の募集などを行った。「現今」（明治35年）六町八反歩余の墾成を見るに至った。児童の数はますます増加し、与之助が設けた私立学校では、校舎は狭隘になった。また、諸般の設備が不完全だったので、与之助は公立学校に変更すべきだと主張し、校舎新築の必要を説いて寄付金を募集し、自らも81円を寄付した（『殖』）。結果、明治28年5月校舎が新築落成し、爾後も改築を続けた、とある。公立化した年次は明記されていない。

一方、「下賜-経-公共」によると、明治15年、豊平村の戸口は徐々に増加し、児童も十数名いたが、学校が設立されていなかったことを与之助は憂い、また自身が「貧家ニ生長」したため教育を受けていないため、「全村ノ児童モ将来我ト同憾ノ悔」が残ることを恐れ、阿部仁太郎などと協議して若干の金額を拠出して校舎を私設した、とある。「是ニ於テ豊平村始メテ教育アリ」とする。爾来、与之助は、教員の俸給として毎月金6円を支出し、また、自身の所有家屋を教員住宅に提供し、少しもその償を求めなかった、という。与之助は、学校は公設によって経営するほうが「優レル」と唱え、明治16年、従来の校舎とそのほかの設備を公共に寄付し、さらにその移転・増築の意見を唱え、自ら先んじて金100円を拠出し、有志の寄付を促した、とある。年表形式による「下賜-履」では、明治16年に「阿部仁太郎ト共ニ計画ノ上、村立小学校ヲ公設」した、とあるので、村立に移行したらしい。「下賜」が編纂された明治37年段階では230余坪の一大校舎を備え、尋常・高等の両科を併置し400有余名の生徒を容れた、という（「下賜-経-公共」）。

与之助が仮校舎を設立したのは、『殖』によると明治11年、「下賜」によると明治15年とあるが、どちらが正しいのだろうか。札幌市豊平小学校創立百周年記念誌『百年のあゆみ』は、「豊平尋常高等小学校沿革誌」なる史料を引用している。この史料は、札幌市公文書館にも所蔵されておらず、現在所在不明である。『百年のあゆみ』によると、明治14年から40年頃までの事項を記述した沿革

誌が3冊あったということである。明治43年に豊平小学校が札幌区に移管になった際に作られ、札幌区の学務課に提出されたのではないかと推測している。中の筆跡が多くの人に書かれているのが原本であろうと見当をつけて、それを見た、とのことである。原本が所在不明なため、『百年のあゆみ』から孫引きする形で内容を見よう。

それによると、「本校」（豊平尋常高等小学校）は、「明治十七年三月十日」の創立で、当時の生徒数は12名、経費の総額は128円だった。「明治十七年三月十日」という創立日が毛筆で抹消され、「明治一四年七月十日」と書き直されていたようである。阿部仁太郎が主唱し、田中万右衛門、竹内久兵衛、榎田泰造、樋口清右衛門と協議し、私立小学校の設立を目指した。経王寺境内を借り受け、仮の教育所を設立し、小林小源太に嘱託し、寺子屋的教育を施行したのが、本村教育の嚆矢である、という。なお、経王寺は、現在も札幌市豊平区豊平四条三丁目2-1にあり、現在の豊平小学校（札幌市豊平区豊平五条7丁目1の2）と600メートル程度の距離にある。

この沿革誌も、学校創立より四半世紀以上のちに編纂された二次史料ということになるが、この史料の内容を裏付ける一次史料が、阿部仁太郎関係資料から見つかった。それは、「明治十四年七月吉辰」の日付を持つ「学校講堂新築有志帳」（3674-36、以下、「有志帳」）という史料である。ここには、学校新築世話人として、阿部仁太郎、竹内久兵衛、田中万右衛門、杉田泰造、樋口清右衛門の5名の名前が挙がっている。このうち、杉田泰造については、沿革誌では榎田泰造となっているが、それ以外は一致する。仮教育所設立と寄付金集めが同時に進められ、仮教育所が設立された明治14年7月10日をもって寄付金集めが締め切られたと考えれば、「有志帳」の日付が「明治十四年七月吉辰」であることも納得がいく。

「有志帳」には、学校新築のために寄付をした29名の名前も載っている。末尾には与之助の名前があり5円の寄付をしている。29名の寄付額の合計は180円である。よって「下賜-経-公共」の記述は、年代にずれはあるが、おおむね、事実であると判断できる。

では、『殖』にある、明治11年、教育の必要を感じた与之助は、自ら発起して村用人と協議して若干の拠金をもって子弟教育の仮校舎を私設した、との記述はどうであろうか。先に述べたように、与之助の名前は、寄付者29名中29番目に登場するが、28番目が3円を寄附した田中梅之助である。田中は、「与之助によるインフラ整備」で述べたが、豊平村の「村用掛」である。この寄付者の順番は金額順ではないので、寄付をした時期順と思われる。よって、与之助は、「村用掛」の田中とほぼ同時期に仮教育所建設のための寄付をしたことが確認できる。そのため、明治11年という年代こそ誤りであるが、村用人（田中梅之助）と協議して子弟教育の仮校舎私設に若干の拠金をしたことは事実であろう。

以上をまとめると、明治14年、阿部仁太郎ほか4名が、経王寺に仮教育所を設立するための寄付を集めた。与之助も田中梅之助と相談の上、5円を寄付した、というのが真相であろう。『殖』や「下賜」は、与之助を主語にしているため、与之助が常に事業の主導的役割を果たしていたように読めてしまうという問題がある。先に、「与之助による造林事業」において、北海道造林合資会社の業績表が「下賜」に載せられているが、与之助はこの会社の出資者の一人に過ぎないことを述べた。「下賜」や『殖』は、与之助が部分的に関わった事業も、与之助が主導者のように書く傾向がある。また、「下賜」や『殖』が伝える年次の情報は疑わしいことが多い。

表②は、「下賜-履」より、与之助の教育への寄付についての情報を抜き取ったものである。これらについては、北海道庁（明治32年9月27日の項目のみ山形県）が、与之助の貢献に対して贈ったであろう褒状などの文面をそのまま引き写したと思われる文章が掲載されているので、事実とみ

て間違いない。例えば明治24年2月14日の項目は、表化するにあたって文面を省略したが、実際の「下賜-履」には、「明治二十三年十月中石狩国札幌郡公立豊平小学校増築費ノ内へ金十五圓寄付候段奇特ニ付為其賞木杯一個下賜候事」となっており、明らかに木杯に付随した褒状の文面である。よって、この表の寄付内容については、事実と見て間違いない。この表の寄付内容を見ると、与之助の出身地である北俣村や、与之助の居住村である豊平村の小学校のほか、白石・厚別・石山などの周辺村落の小学校整備にも尽力したことがわかる。なお明治30年8月1日に白石尋常小学校御聖影奉置所と校舎の新築費を寄付したことで表彰されているように（「下賜-履」）、このような小学校は天皇制を浸透させる装置の1つであったことも忘れるべきではない。

表② 与之助による学校整備への寄付

明治25年12月27日	二十五年三月中豊平小学校移転費及増築費へ百圓寄付
明治27年11月30日	二十七年六月中月寒小学校増築費へ一圓寄付
明治28年4月17日	二十七年八月中豊平小学校用トシテ同校内へ井戸一個自費掘鑿寄付
明治30年6月1日	明治二十八年十月中月寒白石両小学校連合新築費へ一〇圓寄付
明治30年8月1日	明治二十九年七月中白石尋常小学校御聖影奉置所及校舎新築費トシテ五圓寄付
明治31年2月18日	三十年三月豊平尋常高等小学校校舎新築費トシテ五圓寄付
明治32年6月28日	豊平尋常高等小学校器具購入費トシテ五圓寄付
明治32年9月27日	北俣尋常小学校基本財産トシテ十圓寄付
明治33年5月23日	石山尋常小学校新築費トシテ三圓寄付
明治33年6月16日	月寒尋常小学校増築費トシテ三圓寄付

『豊平町史資料(11)教育1』（以下、『(11)』）収載の明治30年の「村治類典 八」の写しによると、豊平尋常高等小学校校舎新築費として、阿部仁太郎が金10円、与之助が金5円を寄附し、合計72名から寄付が集まったという記録がある。『(11)』収載の明治32年の「村治類典 十二」の写しによると、豊平小学校教育費器具購入費として、与之助が5円を寄附している。この年の寄付額は与之助が一番多く、第二位が大西条之丞の3円である。なお、これらについては、表②に見える明治30年8月1日のものと、明治32年6月28日のものと対応する内容である。

阿部仁太郎関係資料には、明治25年5月20日付の「豊平小学校増築工事収支決算簿」がある⁶¹⁾。ここでは、明治25年5月7日付で与之助が学校用の机・椅子十脚の代金とし9円50銭を寄附していることが確認できる。これは先の表②には見えない。この寄付に対しては、木盃や褒状などを受けなかったためであろう。ここから、『殖』掲載の表以外にも、与之助は多くの寄付を行っていた可能性を指摘できる。与之助が教育環境の整備のために寄付を繰り返し行っていたことは疑いない。なお、同資料によると、同年同月13日付で、与之助の養子・幣治が7円90銭5分を寄附していることも確認できる。与之助だけでなく、養子の幣治も教育環境の整備に尽力していた。

ところで、なぜこのような決算簿が阿部仁太郎家に残されていたのであろうか。阿部仁太郎関係資料によると、阿部仁太郎が、明治23年4月より豊平村学校資産取扱人を勤めてきたが、「家事向施政上」の都合によって辞職したいという解職願を25年2月17日に提出している⁶²⁾。このような役職を勤めていたため、仁太郎家で寄付を集め、管理していたのであろう。『(11)』には、明治25年の豊平村の「村治類典 学務」の写しが掲載されており、それによると、明治23年5月22日から阿部仁太郎と阿部幣治が豊平小学校資産取扱人を勤めていたが両名とも辞職し、大西条之丞、伊藤

大助が後任となったことが記録されている。ここから、明治23年から25年にかけて、与之助の養子である幣治も豊平村学校資産取扱人を勤めていたことがわかる。

『11』掲載の「豊平小学校備風琴寄附帳」という文書の写し（原文書は「村治類典 十二」に収載されていたようである）によると、明治31年11月27日、与之助と大西条之丞が発起人となって、豊平小学校に「風琴」（オルガン）を備え付けるための寄付を募っている。ここからは、与之助と大西の音楽教育観がうかがえて興味深いので、一部を引用しよう。豊平小学校は、「規模稍、完全ナルヲ得タレトモ、設備ニ至リテハ未タ全キヲ得ス」「欠点ヲ感スルモノハ風琴ノ備ナキ事ナリ。夫レ風琴ノ用ハ已ニ諸君ノ承知セラルカ如ク、人ノ氣質ヲ緩和シ、修身ノ道、人倫ノ教徳、義ヲ勤メ礼儀ニ導クノ素地ヲ作ルニ必要ナルハ古来其例枚挙スルニ暇アラス」「今年度購入ノ予定ナリシモ学田ヨリ収入スヘキ見込ヲナセシモノ殆ント其半ニ満タサルヲ以テ遂ニ之ヲ購入スルノ余裕ナキニ至レリ」「依テ茲ニ諸君ノ寄附ヲ乞」う、とある。ここからは、明治31年段階において、豊平小学校は規模においてはすでに十分な拡大を果たしたことと、豊平小学校の備品購入費に学田からの収入が充てられていたこと、与之助と大西が「風琴」（オルガン）による音楽教育によって、儒学的価値観に基づいた人格の成長を期待していたことがうかがえる。

与之助は、明治29年11月に北海道尚武会札幌支部臨時宴会委員、31年4月に北海道札幌勝武会会員、32年5月27日に日本体育会名誉賛助会員（同年11月25日に同会より三等有功徴賞授与）、同年1月18日に大日本武徳会北海道地方委員などを歴任している。これらの詳しい活動内容は不明だが、与之助は体育や武道の普及教育にも関わっていたのではないだろうか（「下賜-履」）。

明治30年5月に豊平小学校同窓会評議員、同年6月に北海道教育会基金及臨時募集委員なども勤めている（「下賜-履」）。

おわりに

第1節 与之助の衆望

「下賜-経-公同」によると、与之助が藍綬褒章を受けた明治37年には、豊平村の戸数は一千五百を超え、田園は四千町歩に達したという。これは「殖民ノ施政宜シキヲ得タルニ拠ルト雖モ与之助カ拮据経営ノ功ニ依ルモノ甚大ナラストセス」とする。国の施政を第一の成功要因とし、その従事者として与之助を称える。与之助も老いて「閑ニ就ク」にあたり、村民たちがその功労を思い、酒筵を張ってこれを慰め、あわせて金杯一組が「豊平村民一同」より贈呈された。「明治三五年卯月念五日」（4月25日）のことだった。

この贈呈文は、「阿部与之助翁ノ如キハ真ニ誠意ノ人ト謂フヘシ」「人其誠意ヲ称セサルハナシ」「翁二十有余年間維誠ニ維一ニ本村ノ公務ニ執掌シ」などと、与之助の「誠意（維誠）」を称賛する。与之助の具体的な事蹟としては、明治9年に伍長となり、明治11年以降、22年まで総代人を勤め、一時その職を退いて嗣子の幣治に就かせたが25年にまた復して再選を重ねたこと、戸長役場・小学校舎の設備、防火器具の常備、市街街衢の拡張に貢献したことなどを挙げる。「翁平居儉素ヲ守リ公共ノ事アル毎ニ率先シテ能ク其財ヲ義拠シ以テ公衆ノ意ヲ満タシ」た。また、「翁ノ夫人之ヲ内助シ嗣子幣治君能ク翁ノ志ヲナ」した、という。その「厚意ノ万一二報セント欲シ茲ニ酒筵ヲ張」るという。

この贈呈文のうち、伍長や総代人の記述は『殖』の伝える内容と一致するが、事実と異なるのではないかと述べたのは記述のとおりである。『殖』が発刊されたのが明治35年で、この金杯の贈呈式の頃なので、おそらく、同じ情報源にあたっていたと思われる。とはいえ、与之助と幣治が長

年総代人を勤めてきたことや、戸長役場・小学校舎・防火器具の整備や、市街街衢の拡張に貢献したことは事実であり、大きく間違った内容でもない。村民のほとんどが与之助より後に入植した人たちで、また、時間も経たこともあり、細かい事実関係が曖昧になっていたであろう。

この明治35年という年は、豊平村が平岸村・月寒村と合併し二級村に移行した年である。二級村では総代人はおかれず、官選の村長と民選の村会議員が村政を営む。明治35年4月、幣治はさっそく豊平村議会議員に選出された。豊平村は明治41年に豊平町となり、明治43年に町域の一部が札幌区に編入され、これによって与之助・幣治の居住地は札幌区になった。この際、幣治の議員としての多年の労に報いるため、町より銀杯が贈られた。翌44年には、幣治は、今度は札幌区の議員に選出されている（『札幌之人』）。

大正元年11月には、「阿部与之助表懿徳碑」が建てられた。この碑の上部には「表懿徳碑」（いとくをひょうするひ）と篆刻されており、その下に与之助の事績を称えた漢文の碑文が刻まれている。この碑はいまも月寒公園内に建つが、碑の周囲は鎖で囲まれ、また長い風雪によって碑文を読むのは困難である。「大正元年十一月落成之 有志者」と刻まれているらしく、有志者による建立であることがわかる。

大正2年6月、与之助が没すると、幣治は養父の名前を継いで阿部与之助と改めている（『北海道開発事績』）。大正9年12月15日には、明治4年に月寒村や平岸村に集団入植があって50年が経過したとして、豊平町の開町五十年式典が開かれた。この際にすでに故人となっていた阿部与之助、阿部仁太郎（二代目当主）、吉田善太郎らも含む計13人がその功績を表彰されている。与之助については「現代阿部与之助」（幣治）に銀杯一個を贈ることで追彰とした。

これまで検討してきた彼の業績の数々や、かかる衆望の厚さは、与之助が地方名望家であったことを示しているといえよう。

第2節 近代日本と阿部与之助

本稿は、開拓史観の文脈の中で扱われてきた阿部与之助を、名望家として再評価し、その人生を明らかにしようとしたものである。同時に、阿部仁太郎関係資料という新発見の史料をなるべく駆使して事実関係の特定を試みた。与之助本人の家文書は見つかっていないため、事実の特定には困難な部分もあったが、これまでの札幌の郷土史と比べても、細かい事実を挙げることはできたであろう。

改めて要約を述べよう。与之助は、現山形県酒田市北俣の農家の三男として生まれ、「赤貧」の中で若年期を送ったが、札幌郡豊平村に移住後は商家の経営に成功し、それを元手に土地を取得して巨大地主へと転身し、大規模な植林事業も起こした。与之助が成功した要因としては、開拓使の政策に反応しながら事業を進めたことがあることを指摘した。与之助は資産を得るに従い、多くの小作人を抱えるようになった。道路橋梁、役場、小学校、消防などの整備や村会の設立などに大きく寄与した。インフラ整備には、公衆の利益のためであるとともに、与之助の農業・林業経営のためという側面もあったことも指摘した。このような家業経営者としての側面は、従来の開拓史観からは見えてこない一面である。しかし、特に小学校の設置拡充などは、子供のいない与之助に資するところは少なく、まさに公衆の為であったといっていいただろう。

与之助は豊平村の総代人を長く勤めてその村政に貢献した。また、自身がこの任にあたれないときには、養子の幣治に総代人を勤めさせ、村政に関った。義侠心に富み、災害罹災者・貧困者救済のために尽力した。村民からも慕われ、国からも評価された。ただし、北海道では地方自治が本州

以南と比較して限定的にしか認められておらず、与之助を含めた北海道の名望家たちの地方自治への参与も限定的とならざるをえなかった。

与之助が「赤貧」から大地主・名望家へと立身できた根本的な理由は、政府が北海道の大部分を「無主地」とみなしたことにある。政府は従来のアイヌの土地利用権を顧慮せずに入植者を募り、土地を割り渡した。与之助や仁太郎のような、貧困から名望家・大地主へと成長を遂げる人物が相次いで現れたのは、これがそもそもの理由である。おそらく入植者たちのほとんどが気づき知らないことであったろうが、近世以来、「サッポロ」に居住していたアイヌの多くは、土地を失って旭川への移住を余儀なくされた。一方で、住民の大部分が新規入植者であったために、地主の土地所有拡大が村民との軋轢を産むことは、本州以南と比べて少なかったと思われる。

ところで、以前に余市の林長左衛門を取り上げ、近世以来の場所請負人がそのまま地域に居住を続け、近代において名望家的な役割を果たしたと指摘したことがあった⁶³⁾。これは草分け百姓から名望家へと転じた阿部与之助や阿部仁太郎とは対象的である。近世以来の中間共同体が存続したのは道南の町村も同様であろう。また集団移住の指導者が名望家に転じた例などもある（広島村の和田郁次郎などがこれに該当すると思われる。このパターンは旧士族が多い）。また、豊平村や広島村などが位置する道央は、道南を除けば比較的早く新村落の形成が進んだ地域であるが、村落の形成が進行した時期も道内の各地域によって大きく異なる。そのため、名望家の形態も大きく異なったのではないかとと思われる。今後はより多くの事例を検討し、道内の地域差にも目を向けていく必要がある。

これまで述べてきたように、与之助は窮乏者の支援に尽力したが、与之助のような地方名望家層が貧困層の支援に注力した根本的な理由に、国が貧困層への支援を民間の有力者に丸投げしたことがある点は忘れてはならない。このような政治的・社会的問題を等閑視して、個人の道徳的振舞いのみを称賛してしまっては、歴史の理解として不十分である。

良きにせよ悪しきにせよ、仁太郎や与之助が建設に貢献した近代村落は天皇制とセットだった。与之助らも、明治天皇巡幸の際に休憩所を建設するなど、天皇制を村落社会に持ち込むことに貢献した。与之助など地方名望家層が学校建設に尽力したことは事実だが、彼らの思いはどうあれ、天皇制は彼らが建設した学校を通して村落社会に根を降ろした。

そして、彼らの業績も、天皇制国家によって回収された。明治37年に与之助は国から藍綬褒章を下賜されるが、藍綬褒章とはどのような業績を挙げた人に贈られたのであろうか。武田清子氏は、藍綬褒章を受けた人々を記録した『明治国民亀鑑』の分析から、その「圧倒的多数が（中略）地方自治体の指導者であり、また、その多くが、篤農・豪農などの資産家」であったとする。「（藍綬）褒章受領の理由に最も多く出てくるのは、勸業・殖産・開墾・耕地の改良・養蚕方法の改良・輸出増進などへの貢献であり、ついで道路・堤防・水利・架橋などによる交通・運輸の便のための功勞であり、また、学校建設・改築・教育費の寄付をはじめ、教育のための貢献が多く、一人で、これらを兼ねて公益につくした場合が非常に多い。さらに、こうした人たちが飢饉、不作などにあって私財を投げ出して窮民の救済に尽くしたということもしばしば記録される」。

先の要約でも見たように、与之助もこのような人物像に合致している。藍綬褒章受章者は全国にいたのであるから、このような人物類型は、阿部与之助や阿部仁太郎に限らず、全国に存在していたわけである。

武田氏も指摘するように、こうした藍綬褒章受章者は、一方では皇室を尊ぶ忠良な臣民であり、天皇制国家の模範的国民であった。彼らは善意によって、地域社会の近代化に大きく貢献した。日

本の近代国家は、彼らを抱え込むことによって、地方を統治し、地域社会の近代化を達成し、そして天皇制国家に巻き込んでいったのである。

なお、本研究にあたっては科研費の助成を受けたことをここに謝す（研究種目：若手研究、研究課題名：移住型植民地・北海道における名望家層についての基礎的研究、課題番号：24K16156）。

補注

- 1) 北海道総務部文書課編『開拓につくした人びと』1～8巻、北海道、1965～1968。
- 2) 北海道歴史教育者協議会編『はたらくものの北海道百年史』（労働旬報社、1968）。
- 3) 北海道教育委員会編『北海道百年のあゆみ』（北海道教育委員会、1968）。
- 4) 田端宏・桑原真人・船津功「北海道史を考える」（『松前藩と松前』10号、1977）。
- 5) 内藤隆夫「北海道近代史研究のための覚書」（『経済学研究』61巻3号、2011）。
- 6) なお、黒田清隆のような政治家も乱暴に開拓者に分類してしまっている書籍もまま見受けられるが、ここでは、農村において指導的立場に立ち、自らも鋤を取って山野を切り拓き、農業を盛んにしたような人々のことを指して、開拓者と呼んでいる。
- 7) 北海道総務部行政資料室編『開拓の群像』（上巻、1969）。
- 8) 札幌市教育委員会編『新札幌市史 第2巻 通史2』（北海道新聞社、1991）、p 725～734。
- 9) 安在邦夫「自由民権期における地方名望家の存在形態」（鹿野政直ほか編『近代日本の統合と抵抗 1』日本評論社、1982）。
- 10) 三村昌司「市民社会形成と名望家」（同『日本近代社会形成史』東京大学出版会、2021、初出2016）。
- 11) 渡辺尚志『東西豪農の明治維新』（塙書房、2009）、p 5。
- 12) 谷本雅之「動機としての「地域社会」」（篠塚信義ほか編『地域工業化の比較史的研究』北海道大学出版会、2003）。
- 13) 上田哲司・白木澤旭児「北広島市エコミュージアムセンター所蔵・阿部仁太郎関係資料の目録と解題」（『北方人文研究』17号、2024）。
- 14) 豊平町史編纂会『豊平町史』、札幌市役所、1967。
- 15) 請求番号：纂 00781100 件 003。
- 16) 札幌紳士録編纂会編『札幌紳士録』札幌紳士録編纂会、1912。
- 17) 鈴木 源一郎編『札幌之人』鈴木源一郎、1915。
- 18) 高橋理一郎編『北海開発事績』地方振興事績調査会、1921。
- 19) 八幡町史編纂委員会『八幡町史 下巻』八幡町史編纂委員会、1988、p 175～177 頁。
- 20) 前掲札幌市教育委員会 1991 年編著、51 頁。
- 21) 安田泰次郎『北海道移民政策史 復刻版』東天社、1979、37 頁（原著 1941）。
- 22) 上田哲司「移住型植民地・北海道における名望家の登場」（『北方人文研究』15号、2022）。
- 23) 大蔵省編『開拓使事業報告 第3編 復刻』北海道出版企画センター、1983、原著 1885。前掲札幌市教育委員会 1991 年編著、p 320～321。
- 24) 白石村役場『白石村誌』白石村役場、1921。
- 25) 前掲上田 2022 年論考。
- 26) 関秀志編『札幌の地名がわかる本』亜璃西社、2018、p 90。
- 27) 前掲札幌市教育委員会 1991 年編著、p 35～39。

- 28) 札幌市教育委員会編『新札幌市史 第1巻 通史1』(北海道新聞社、1989、p 826～830)。
- 29) 札幌市教育委員会編『新札幌市史 第7巻 史料編2』(北海道新聞社、1986) 収載。
- 30) 前掲札幌市教育委員会 1991 年編著、279 頁。
- 31) 札幌市教育委員会編『新札幌市史 第7巻 史料編2』(北海道新聞社、1986) 収載。
- 32) 三浦宏「第2章豊平橋 1 初代から先代まで」(札幌市教育委員会文化資料室編『さっぽろ文庫 8 札幌の橋』札幌市、1979)。
- 33) 北海道立文書館所蔵資料。請求番号：簿書 8931 件 63。
- 34) 北海道の地域経済専門のニュースサイト『リアルエコノミー』2013 年 4 月 16 日、(<https://hre-net.com/keizai/keizaisougou/7042/>)、2014 年 11 月 24 日 (<https://hre-net.com/keizai/ryutu/12953/>) に、阿部ビル解体と跡地利用についての記事がある。ともに、2024 年 6 月 30 日閲覧。
- 35) 豊平小学校編『豊流八十年』(私家版、1961)。
- 36) 北海道立文書館所蔵資料。請求番号：簿書 8800 件番号 56。
- 37) 進藤仁「あとがき」(酒田市編『平田町史 下巻』酒田市、2009)。
- 38) 郷土史家の齋藤美澄が 1923 年に編纂。『飽海郡誌』に掲載されている史料は現在不明なものもあり、地域の歴史を知る上において貴重な書籍となっている。2024 年現在、国立国会図書館デジタルライブラリーにて閲覧可能。
- 39) 前掲豊平小学校 1961 年編著。
- 40) 前掲谷本氏 2003 年論考。
- 41) 石居人也「社会問題の「発生」」(大津透ほか編『岩波講座日本歴史第 16 近現代 2』岩波書店、2014)。
- 42) 奥村弘「近代日本形成期の地域構造」(『日本史研究』295 号、1986)。
- 43) 久蔵が存命中の明治 40 年に発刊されたもので、編者は松本十郎とされるが定かでない。北海道大学、北海道立文書館、北広島市エコミュージアムセンターなどに所蔵あり。
- 44) 資料番号 3678-50。前掲上田・白木澤 2024 年論考に掲載の目録参照のこと。
- 45) 北海道立文書館所蔵資料。請求番号：簿書 7981 件 2、簿書 8816 件 65。
- 46) この会社については沖田紘昭『北海道造林合資会社物語』(私家版、2019) に詳しい。
- 47) 澄川開基百年記念事業実行委員会『郷土誌すみかわ』澄川開基百年記念事業実行委員会、1981、p 84～89。
- 48) 前掲札幌市教育委員会 1991 年編著、295～299 頁。
- 49) 前掲上田・白木澤 2024 年論考に掲載の解題を参照のこと。
- 50) 白石村や上白石村とともに片倉家旧臣の移住村で、景範は白石片倉家の当主だった。
- 51) 前掲札幌市教育委員会 1986 年編著、p 972～973。
- 52) 資料番号 3677-47。前掲上田・白木澤 2024 年論考に掲載の目録参照のこと。
- 53) 資料番号 3640-4-1。前掲上田・白木澤 2024 年論考に掲載の目録参照のこと。
- 54) 北海道の地方自治制度は、鈴江英一『北海道町村制度史の研究』(北海道大学図書刊行会、1985 年) に詳しい。
- 55) 筒井正夫「農村の変貌と名望家」(坂野潤治編『シリーズ日本近現代史 2 資本主義と「自由主義」』岩波書店、1993)。
- 56) この点については、船津功「札幌の北海道議会開設運動」(同『北海道議会開設運動の研究』北海道大学図書刊行会、1992 年、初出 1986 年) に関連する記述がある。

- 57) 国立公文書館所蔵資料。請求番号：纂 00467100 件 001。
- 58) 北海道立文書館所蔵資料。請求番号：簿書 5266 件 50。
- 59) 前掲上田・白木澤 2024 年論考に掲載の目録を参照のこと。
- 60) 前掲豊平町史編纂会 1967 年著書、p 310～321。
- 61) 資料番号 3674-32。前掲上田・白木澤 2024 年論考に掲載の目録参照のこと。
- 62) 資料番号 3681-3。前掲上田・白木澤 2024 年論考に掲載の目録参照のこと。
- 63) 上田哲司「余市・林長左衛門家の三等郵便電信局関係資料の目録と解題」『北海道博物館研究紀要』7 号、2022 年。

Reconsidering Hokkaido's "pioneers" as "gentry"

Tetsuji UEDA

(Center for Ainu and Indigenous Studies, Hokkaido University)

The purpose of this paper is to redefine those who have previously been defined as Hokkaido's "pioneers" as Hokkaido's "gentry," and to examine the characteristics of the "gentry" in Hokkaido's history. To do this, I decided to examine the achievements of Abe Yonosuke, who is known as a "pioneer" of what is now Toyohira Ward, Sapporo.

Yonosuke was born as the third son of a poor farming family in Kitamata, what is now Sakata City, Yamagata Prefecture. After moving to now Toyohira Ward, Sapporo, he successfully ran a merchant house and used that capital to acquire land, turning him into a huge landowner with many tenant farmers. He also ran a large tree plantation business.

He donated large sums to build roads, bridges, village offices, primary schools, fire stations and other facilities. He served as the "総代人 Sodainin" representative of Toyohira Village for many years and made a great contribution to the village administration. When Yonosuke was unable to serve as "総代人 Sodainin" his adopted son Heiji served as the village "総代人 Sodainin".

Yonosuke's donations to road and bridge construction were for the public good, but they also benefited his own agricultural and forestry businesses. However, Yonosuke's donations to the construction and expansion of primary schools were truly for the public good, not for his own benefit as he had no children.

On the other hand, it is also true that the modern imperial system took root in rural society through the educational system. Japanese "gentry" like Yonosuke also played the role of mediating between the imperial system and rural society.

Finally, let us consider the characteristics of Hokkaido's "gentry" through the example of Yonosuke. One of the characteristics of Hokkaido's "gentry" is that many of them have no continuous ties to their local area that date back to the Edo period. The Meiji government handed the land over to settlers without any consideration for how the Ainu had previously used the land. This was the policy background that gave rise to new large landowners like Yonosuke. In Hokkaido,

local autonomy is more limited than in areas south of Honshu, and the participation of “gentry” in local autonomy is also limited. This is also one of the characteristics of Hokkaido’s “gentry.”